
令和3年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和3年12月9日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月9日 午前8時57分開議

- 日程第1 一般質問 7. 庭田 英明 議員
8. 中田 元 議員
9. 藤升 正夫 議員
10. 河村 隆行 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 庭田 英明 議員
8. 中田 元 議員
9. 藤升 正夫 議員
10. 河村 隆行 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	棚木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前8時57分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ちょっと早いですが、ただいまから開会します。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。
議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

7番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） おはようございます。2点通告してあります。新しい行政をと
いうことと、病院の存続と学園の活用ということであります。

質問に入ります前に、まず、昨日、同僚議員からの質問にもありましたが、ふるさと教育で、
うれしいことがありましたので、2点ほど、ここで御紹介をして、校長先生をはじめ教職員の方、
そして教育委員会、そして地域の方に敬意を表しておきたいと思えます。

一つは、もう既に広報でも発表されていますけど、吉賀中学校の緑の少年団の表彰であります。

公益社団法人の国土緑化推進機構、みどりの奨励賞に、最高賞を受賞されました。全国で5校
だそうでありますけど、このことによりまして、吉賀中学校の笠江君と加藤君が、第44回全国
育樹祭、北海道大学であったそうですけど、そこでオンラインではありますけど発表されていま
す。大変、名誉なことだと思っております。

それと、柿木小学校が食味コンクールで、棚田で作った米を出品して、金賞を受賞されていま
す。

いずれも先ほど申しましたように、教職員の方、そして教育委員会、そして何より地域の方の
御協力によりまして、こうして本当に子どもたちが、ふるさとを土台にしながら育っているとい
うことを、大変誇りに思うところでもありますので、少し紹介をして、彼らの取り組みに対して敬

意を表しておきたいと思います。

それでは、質問に移ります。

新しい行政をとということであります。

大変大まかな通告しかしていませんけど、それに対してのどういうことかという質問もありませんでしたので、読み上げて、まず町長の見解をお聞きしたいと思います。

もう既に御承知のとおりですけど、日本全体が人口減少、そして高齢化が加速する中で、経済など全てが縮小をしております。その中で、いまだかつて昭和の、この成長期時代の行政であっていいものかという疑問があるわけであります。

行政機構も、そして職員も旧態依然の体制では、なかなかこの住民の生活や福祉は守れない、時代に合った新しい行政のあり方を構築する必要があると考えております。

まずそこで、1つ目は課の見直しをするべきではないかということであります。それと、企画あるいは産業課というのは、町の未来を描く部署であり、そして産業をきちっと成長させながら住民の生活の基盤をつくるという、大変大事な部署であると考えております。

保健福祉課なども、子育てなどのことで大変重要な部署ではありますけど、このたびはこの産業課ないしは企画課の現状が、今のままで果たして時代に即応して、そして自分たちがこういう町をつくるんだという顔となり得ているかということをお聞きしたいと思います。

その2点を、まずお聞きします。

それと2番目には、まず、職員のスキルアップ、これをどのように町として取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

それと併せて、このコロナ禍で大変いろいろな行事も停滞して、ふだんでも自治活動がままならないところに、このコロナによって非常に集まりも制限され、活動も制限されている、このことが地域をますます疲弊させていく原因になっていると考えております。

町として、自治活動の支援、そして昨日もありましたけど、職員の自治活動に対する姿勢、参加、これを町長としてどのように考えておられるか、2つに分けてお答えをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日も、どうかよろしく願いいたします。

先ほど冒頭のところで御紹介もございました吉賀町内の子どもたちが、本当に一生懸命頑張っ
ていただいています。前段の吉賀中学校につきましても、お話がありましたように、全国育樹祭
で国土緑化推進機構が主催いたします全国緑の少年団の活動発表大会で、見事、みどりの奨励賞
という、これは、この大会では最高榮譽の賞でございます。全国でも限られた学校だけに与えら
れる賞でございます。

それから、柿木小学校につきましては、11月の下旬に行われました、毎年行われますけど、米食味、全国の、これは国際コンクールなんですけど、その小学校の部門で金賞を受賞されたということでございます。

吉賀中学校、柿木小学校、いずれもこれは、吉賀町始まって以来の快挙でございます。

付け加えて言いますと、吉賀高校につきましても、これはeスポーツという、最近言葉がよく聞かれるようになりましたが、このeスポーツで、吉賀高等学校の生徒さんたちで構成されるチームが、中国・四国ブロックの代表ということで参加をされまして、これも全国大会で見事第3位というような快挙でございます。

吉賀中学校につきましては、先般、受賞の報告においでいただきました。それから、吉賀高校につきましては、先般、人権講演会の後に、同じ会場でございましたので、吉賀高等学校のほうで御報告を受けながら、町からの激励金の交付もさせていただいたということでございます。

それから、柿木小学校につきましては、今月の17日に、お話のありました金賞を受賞された御報告に、役場のほうにお出かけをいただくということでございます。

申し上げましたように、町内の子どもたち、今、申し上げた学校だけではなくて、全校、本当に一生懸命頑張らせていただいています。そのことによって、ぜひこの吉賀町、よきところを、また次の世代に継承していただきたいなということで、大いに期待をしているところでございます。

さて、本題でございます。新しい行政をとということについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の課の見直しについてでございます。

現段階では、具体的な課の再編計画はございませんが、常に事務分掌のあり方の点検を行うとともに、業務連携を図り、必要に応じて組織機構・人事管理適正化委員会等で協議を行ってまいりたいと思っております。

この委員会でございますが、さきの全員協議会で説明をさせていただきました第4次の行政改革計画、それから財政健全化計画の中で起動いたします複数の委員会がございますが、そのうちの一つの委員会でございます。

また、第4次吉賀町行政改革計画、財政健全化計画に記載がありますように、限られた人材を有効に活用する体制を構築するため、まず、職員一人一人が事務事業の効率化を意識し、既存事業の精査を行うことも必要と考えております。

2点目は、産業課の細分化についてでございます。

産業課は、現在、農業・林業・商工業・畜産を担当しておりまして、業務も多岐にわたっております。また、通常業務に加え、昨年からは新型コロナウイルス感染症に対応した業務も増えているのが現状でございます。

産業課を細分化してはどうかという御提案でございます。役場全体の機構改革につながりますので、先ほど申し上げましたように、組織機構・人事管理適正化委員会等で協議を行ってまいりたいと考えます。

3点目は職員のスキルアップについてでございます。

職員のスキルアップにつきましては、吉賀町人材育成基本方針に基づき、町はもとより、自治研修所等の県の機関、その他専門機関による研修の受講計画を立てて、それぞれ受講しており、町が実施する研修については、人事考課やその時々々の状況に合わせ、必要と思われる研修を設定しております。また、職員へは、机上の知識にとどまらず、地域や現場へ極力足を運ぶようにとこのことで伝えているところでもございます。

これからの自治体運営は、それぞれの自治体が地域の実情、課題に合うように政策を形成し、まちづくりを戦略的に推進していかねばなりません。吉賀町においても限られた財源、人材の中で、職員の養成と個々の能力が発揮できる環境整備や人事管理全般を通じた人材育成の取り組みを進めてまいります。

最後、4点目でございます。自治活動支援と参加についてでございます。

自治活動支援につきましては、現行の各種施策に加えて、現在進めております公民館を中心とした地域づくりを推進していきたいと考えております。職員の参加につきましては、先ほど申し上げたとおり、積極的な地域活動への参加、参画を促してまいりたいと考えます。

また、11月25日には、第2期の吉賀町総合戦略の策定のための役場若手職員を中心とするワークショップを開催いたしまして、地域のあり様について討議を行ったところでございます。

今後もこのような機会を通じて職員の意識を高めつつ、地域のプレイヤーとなって活動する職員の育成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 想像したとおりの御答弁でしたので、少し私の持論を交えながら、もう少し議論を深めていきたいと思っております。

今、同僚議員も質問に出していますが、風力発電の問題が持ち上がっております。世界は、やはり脱炭素、そして環境、いろいろな面で、今までの20世紀型の産業から、大きくかじを切り替えようとしています。こういうときに私が言いたいのは、やはり、このエネルギーというのは大変重要な問題なわけです。やはりこういう長い目を見て、まちづくりに非常に重要となる案件は、企画がきちっと長いスパンで計画を立てるべきだと私は思っております。

エネルギーに限らず環境にしる、町がどうあるべきか、100年先にどうあるべきかという計画をつくるのが、つくって、そこにルールを引くのが企画であって、今の目先の細々としたことを、優秀な職員がするというのは、余りにももったいない、マンパワーを無駄に使用している、

使っていると私は考えております。

これは、職員の責任ではなくて、やはりリーダーの責任だと思っております。私は、企画の職員がどうのこうのというのではなくて、もう少し大きな目で見たまちづくり、そこにきちっとした指針を示してあげるべきだと考えております。

ぜひ企画は、何を企画するんか分からんような企画では困るわけですので、政策企画課、何を企画するのか、町を企画するのか、そのところをきちんと示して、職員の能力を十分引き出せる、そういう部署にしていきたい。

ここが、本当、一番大切な部署だと私は思っておりますので、そこら辺のところの御答弁も、またいただきたいと思っております。

先般の一般質問でも紹介しましたが、北海道の下川町という町があります。エネルギーで先進的な取り組みをされている町であります。ぜひ、こういうところも参考にしながら、今、計画されている風力発電のことも含めて、ぜひ町の将来のためのエネルギー政策、その辺のところも、きちっと打ち出していきたいと思っております。

産業課に移ります。

町長は、所信表明の中で、地域資源活用による産業振興、ブランド化、観光、この3点を述べられております。そこで、私は産業課の細分化というのは、非常に大事なことだと思っておりますので提案したわけであります。

9月の決算委員会でも、各課のヒアリングをしましたけど、課によったら、職員がもう少し必要なんだという課もありました。そこで、産業課がそうだったというわけではありませんけど、細分化をして、今ある職員をどうこうではなくて、もし足らなかつたら、これは住民のためになる、町のためになるということでしたら、私は職員を増員しても、何ら不思議なことではない。むしろ、町を今よりも一歩前に進めようと思ったら、職員の増員というのは、ぜひ必要なことだと私は思っております。

ややもすると、人口が減るんだから町の職員も減らせ、そして議員も減らせという議論がありますけど、私はそういう消極的なことでは、まちづくりはできない。そのように考えております。

これ、読売の記事なんですけど、住民の方の声なんですけど、「相次ぐ組織新設、公務員増やして」という記事が載ってました。国はデジタル庁やこども庁など、いろいろな時代の流れに沿った庁なり組織を新設しています。当然、地方分権によりまして、町の仕事も、職員の仕事も増えております。

日本は、OECDの38か国の中で公務員の数、比率が最も低い部類であります。これで、本当に住民が満足できるサービスが提供できるか、そしてまちづくりができるかという、とてもそうは思えません。

正職員を増やすのだけではなくて、もし経費の面で問題があるのであれば、会計年度の任用制度なども活用して、もう少し、真の住民サービスができる、そういう体系をつくるべきだと考えております。

少し話が飛びましたが、先ほど町長の所信表明にありましたように、産業振興、ブランド化、観光面において、産業化を細分化して、きちっとこの3つを充実させて、町民の所得を上げる、町を元気づける、そういうお考えがないかお聞きしたいと思います。

産業振興では、やはり一昨日も講演がありましたけど40人の方が熱心に講演を聞かれ、映画を見られました。大変な反響があったということをお催者から聞いております。

まず、今、世界の流れの中で、やはり有機農業、このことは、やはり町としてももう少し力を入れて取り組むべきことだと私は考えております。このことは経済に限らず、健康、そして人口対策、これに大きく寄与します。

今、日本の子どもさんの6.5%は発達障害であります。ネオニコの農薬やグリホサートのラウンドアップ、これだけ使われている国は世界では日本しかありません。もう有機農業で中国に、日本は追い抜かれています。その中で、やはり消費者が求めているのは、安全で安心な作物であります。

これはブランド化と少し重複しますが、今、米で、龍の瞳というブランド米が、普通の米の約3倍の価格で取引されております。吉賀町にも、この話が来まして、取りあえず3ヘク作ってほしいということだったらしんですけど、注連川の方が2人で、来年1.5ヘク取り組みます。

米は、今、戦国時代です。ただコシヒカリを作っておいたら売れるという時代ではありません。これも、契約栽培ですので有機で作ります。全部が全部、この龍の瞳は有機で作っておるわけじゃないんですけど、ここは有機で作ります。それだけ価格も高く買ってもらえます。

ここは食味コンクールで、岐阜の下呂市の今井隆さんという方が、たまたまコシヒカリから見つけた、いのちの壺という品種を作っておるわけですけど、食味コンクールで金賞を4年間連続して取っているところであります。米は戦国時代であります。ぜひ、有機農業と併せてこのブランド化ということも力を入れていくべきだと思っております。

それと、観光であります。この緑の少年団にも絡むわけですけど、町には自然、コウヤマキにしろ水源にしろ、まだまだ今までと違った、それに石見神楽もありますし、違った観光の資源が、気づいていないわけですけど、大都市の方から見たら、すばらしい魅力的な観光資源が眠っておるわけであります。有機食材とコラボさせて、ぜひ、この観光にも力を入れていくべきだと考えております。

大井谷の棚田のライトアップが始まっています。今夜も6時過ぎからのNHKで紹介があるんですけど、結構な方が、まだまだ宣伝不足なんですけど、結構な方が訪れているということをお

聞いております。

やはり、派手な観光ではなくて地味な観光、しかも、そこに、この石見人の本当に素朴な人情が加わってくると、これは観光になるわけです。高津川を生かして自然を生かして、そして有機食材を生かした取り組み、これも大事になってくるだろうと思っております。

コウヤマキのギャラリーで、土日、うどんとむすびを、たんぼぼの会が販売していますけど、これによって、米の需要が結構、そのむすびを食べることによって、米の引き合いが来ているということも聞いております。

吉賀町は、むしろいろいろなものを作るより、むすびを各店で、いろいろなむすびを作って、売って、米のうまさをPRしたほうがいいんじゃないかなというようなことを言われている方もおられます。

それだけ、おいしい米、きれいな水があるわけですので、そのところを生かして、ぜひ、もう少し町がアピールしたい課を新設するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 庭田議員の持論をたくさん聞きましたので、私の感想も含めながら、少しコメントさせていただきたいと思いますが、まず風力発電のことが、お話がございました。

今日は、後ほどお二方から、その通告もあるようでございますが、今は御案内のとおり、計画段階での、いわゆる環境に対しての配慮書の縦覧が行われているというような状況でございまして、まだまだその地域の自治体として、どうこうというような段階ではないと思っております、まずは、やはり住民の皆さんに、いち早く情報を提供していただいて、情報を開示してもらおうと。説明会をしっかりとやらせようということと、もう一つは、やはり一番気になるのは環境の影響の部分でございまして、これをしっかりと、詳細にわたって調査をしていただきたいということではないかというふうに思います。

これ以後のところは、後ほど答弁のところには預けたいと思いますが、いずれにしても、今、本当に2050年はカーボンニュートラルというような宣言をされておまして、本当にエネルギー政策というのは非常に大きな柱になっております。

今、いわゆるエネルギー政策全体ということになりますと、役場ではやはり企画だろうと思えますし、それから、環境問題ということになりますと、現状では、税務住民課のほうで所管をしております。したがって、今、風力発電のところも、税務住民課のほうで担当しているわけですが、町のほうも環境政策について、全く今まで触れていなかったかということ、決してそうではございませんで、これまで吉賀町全体の計画を作ったり、それから事業所としての、吉賀町役場としての、行政としての計画も、今、つくっております。

なかなか、この見える、接する機会がないかと思っておりますけど、例えば公共施設の改修にあたっ

ては、LED化にするだとか、それからゆ・ら・らのところでは、木質のチップボイラーをやるだとか、いろいろなことを事細かにやっておりますし、それから太陽光であったり、それから、そうしたエネルギー政策についての、御家庭でストーブを購入されれば、それに対する補助であったりということで、余りこの大きい政策とはなっておりませんが、そうした再生可能エネルギーを含めた、環境に配慮した政策に支援をさせていただいているというような状況でございます。

なかなか、企画のお話でございましたが、目先のことがたくさん、当然あるわけでございます、それを処理するのも、やはり行政の責任でございます。

とは言いながら、一方では大局的な仕事といたしますか、将来にわたってのところを見定めたものやっていくのも、これも行政の大きな責任でございます。むしろそちらのほうが、まず先行してやっていかなければならないかと思っております。

昨日もほかの議員さんのところで答弁させていただきましたが、吉賀町の大局的な計画というのは、今あります吉賀町のまちづくり計画でございます。それから、短期的なところでいうと総合戦略になるわけでございますが、これに沿って、やはりぶれずに、いわゆる施策を講じていく、仕事をしていくというのが大きな柱になるのではないかというふうに思っております。

企画の仕事がなかなかそうしたことでないというような御指摘だろうと思っておりますが、まさにその計画の再編であったり、再考であったり、住民の皆さんの意見を聞くことであったりということで、そうした業務も当然やっているわけでございますので、それをやりながら、日々の対策、特に、いわゆるその住民の皆さんに対してのお話にも応じさせていただいているというような状況でございます。

それから、産業課のお話でございました。細分化ということなんですが、これは産業課に限らず、機構全体の話でございますので、答弁させていただきましたように、今、役場のほうにあります組織機構・人事管理適正化委員会のほうで、これは順次協議を進めていかなければならない問題だろうというふうに思っています。

職員を増やすべきときには増やしたほうが良いというお話もございました。大変ありがたい御指摘もいただいたわけでございますが、まさにそうございまして、今、地方分権とか権限移譲で、いわゆる役場の業務というのは、毎年のように増えております。それを限られた人数の中で、非常に職員の数、会計年度任用職員の数が多いという御指摘もございますが、決して私はそうではないというふうに思っています、やむにやまれずお示しをさせていただきましたが、今、あります定員適正化計画も説明をさせていただきましたように増員をするという計画にさせていただきました。

まずはその必要性があったのは、いわゆる益田広域圏で行う事務量が増えたということで、そ

ちらのほうへ職員を派遣せざるを得ないという状況が出たということです。

現在も吉賀町から、広域の事務組合へ1名ほど派遣をさせていただきました。この4月から3年間。それから、もう一つ喫緊の課題は、何といても医療・介護の問題でございます。

そうした、非常に早期に対応しなければならない行政需要があるわけでございますので、今、定員適正化計画の中では人員を増やすという、その計画の中で職員採用等もさせていただいているというような状況でございます。

ひょっとしたら、まだまだこれから、今回のその適正化計画の計画期間中にも、やむにやまれない事情が出てくるかと思いますが、ここはやはり柔軟に対応していかなければならないというふうに思っております。

あと産業課のお話の中で、ブランド化とか観光のお話がありました。その一つとして、有機農業のお話もございましたが、先般、元農林水産大臣の山田正彦先生が、こちらの役場のほうへ立ち寄っていただいて、私も短い時間でしたが、面会をさせていただく機会がございました。

その後、映画と講演会を、この基幹集落センターで行われたわけですが、非常に多くの方がおいでいただいたというようなお話でございました。

それで、有機農業のお話でございますけど、ああして国のほうも、みどりの食料計画、そうしたような計画も策定をされて、大きくかじを切ったわけでございますので、吉賀町も、この旧柿木の時代から見ますと、もう40年以上歴史があるわけでございますが、今一番の問題は生産現場のところだろうと思いますから、そこをしっかりと、てこ入れをさせていただいて、これ、物としてあれば必ず売れるということで、特に山陽、広島、廿日市方面でも、非常に引き合いの多いところでございますので、そうしたところにも意を注いでいかなければならないかと思っております。

あの龍の瞳のお話は、御紹介がありましたので言いませんが、そのお話、私もお聞きをしております。来年は注連川のほうで作付がされるということで、非常に期待もさせていただいております。

あと観光のお話もございました。いろいろ吉賀町には、観光地ではございませんが、きらりと光るものがたくさんあるわけございまして、コウヤマキであったり、それから大井谷の棚田、ここは今、お米もそうです。棚田もそうなんです、新たな資源としてライトアップを始められたということもあります。

それから、石見神楽も日本遺産でございますが、最近、有志の皆さんで始めていただいたのが、吉賀町の花をデザインをするフォトコンテストです。春の樋口のカタクリの花、それからシャクナゲ、蓼野、そして秋は蔵木のヒガンバナ、この3つで、まずは今年、フォトコンテストをされたようでございます。

なかなか情報発信が足りなかったりということで、今年は少し出展される写真の数は少なかつ

たようでございますが、これも来年度以降も続けていきたいということで、先般、実行委員会の方もお見えになりました。

花に限らず、いわゆる動植物とか、そうしたものもたくさんあるわけでございますので、そうしたことをつないで、吉賀町全体をデザインするような写真コンテストとか、そうしたものも非常にいいんじゃないかと、手軽です。それで町内の方もそうなんですが、町外からお越しになられたときに、そうしたものを写真に収めていただいて、応募をしていただく。それによって、吉賀町に対してのこの魅力度を上げていただくというような仕掛けを、ぜひ来年はやっていきたいということで、これは行政のほうも最大限協力をさせていただきたいということでございます。

コウヤマキのお話もございましたが、実は今度12月の12日ですか、今度の日曜日ですか、コウヤマキギャラリーのほうで、女性有志の方が集まられて、いろいろなお話をしたいので、町長もぜひ来てくださいというお誘いを受けていまして、私は喜んで行かせていただこうと思いません。

どんな話が出るか、それは分かりませんが、ああして非常に素晴らしいギャラリーで、皆さんお集まりになって、いろいろなことについて、まちづくりについて、多分、お話だろうと思いますが、お伺いをしながら、どうしたことが行政としてできるんだとか、ここは行政ではちょっと難しいから、ここは地域の皆さんのお力を借りんとやれませんかとか、そうしたディスカッションをする場が、やっぱり少ないと思うんです。

私はそうしたお誘いがあれば、断ることなく時間に都合がつけば出かけるようにしておりますが、やはりその職員が、そうしたところへ極力やっぱり出かけていく、地域に足を運んでいくというのは、非常に私は大事なことだろうと思えます。

なかなか役場で、デスクワークだけで気づけないところというのはあるわけでございますから、そうした意味でも、職員がやっぱり地域に出ていくということを、これは仕事だけでなく私事のところも含めて、やはり公私にわたって地域で貢献をしていくというようなこうしたスタンスが必要だろうというふうに考えているところでございます。

少し長くなりました。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 毎回のことですが、時間が押し迫っていますので、少し短く質問していきたいと思えます。

課の細分化なんですけど、しつこいようですけど、やはり町長が、ここは押さえてまちづくりをするんだという、やはり顔が見えないといけないと思うわけです。

美郷町で「山くじらは縁結び」というタイトルで、山くじらをブランド推進課というのをつくっています。堀田課長と同期の方だそうでありますけど、その方は、ずっとこのことに取り組ん

できて、今、産官学民の構図をつくって、有害の鳥獣をまちづくりに生かしているわけであり
ます。

でありますから、やはりまちづくりの柱とするのは何かということを示すためにも、新しい課
の創出というのは、ぜひ必要だと思っておりますので、答弁は要りませんが、再考していただ
いたらと思っております。

それと、職員のスキルアップと自治活動の参加ですけど、やはりスキルアップ、いろいろな研
修はされておるようですが、それに併せて、今、このMBA取得の公務員というのが増えておる
んだそうであります。これには結構な金も要りますし、やる気のある職員でないと、なかなか難
しいと思うんですけど、こういう機会もぜひ与えて、職員の育成に取り組んでいただきたいと思
っております。

職員が集落に出て集落点検をして、そして住民と協働する、それがなくして健全な行政は成り
立たないと思っておりますので、ぜひその辺のところも御配慮いただきたいと思っております。

最後に、失礼ではあります、吉田松陰の言葉を一つ紹介しておきたいと思えます。「天下才
なきにあらず、用うる人なきのみ」ということを先生が残されてますので、かみしめていただ
いたらと思っております。

それでは、次の質問に移ります。病院の存続と六日市学園の活用ということであります。

今、昨日もありましたし、今日も質問が出ると思いますが、病院、本当に公設民営化でいい
のかという疑問を持っております。

令和2年12月23日に示された30年後の2050年のシミュレーションですけど、ベッド
数が、入院ベッド数です、19床、二次救急廃止、一次救急のみにするということでしたが、そ
れと公設民営にした場合、指定管理料、医療機器更新に6億6,000万円から4億6,000万
円の費用が必要だということでもあります。交付税措置をしても、4億7,000万円から2億
7,000万円、これは新聞報道でされとることですが、という数字が出ております。加えて病
院の購入費用に6億5,000万円、2021年から26年の間には、累積赤字は19億
3,000万円、大変な数字が出ております。これをどうにかして維持していこうという今の取
り組みなんだと思……、それを健全化して、どうかして病院を維持していこうというお考えだ
と思えますけど、果たして本当に公設民営化ができるのかというのをいま一度、もう一回検証す
る必要があるんじゃないかと思っております。

別に今やられとることに難癖をつけるわけではなくて、本当に住民の命を守る、そして町は町
で財政の健全化を図っていく、その狭間の中でどういうやり方がいいのかというのは考えておら
れるとは思いますが、コンサルに丸投げではなくて、自分たちの意見もきちっと通した上での
対策をとっていただきたいと思っております。

それと、六日市学園の跡地の活用の問題であります。

これは病院もそうですが、3年前から分かっていたわけでありまして。閉校というのはですね。閉校した時に病院の職員がどういう状態になるか、そして、あの跡地をどう活用するかということは、もう既に3年前から動いていなければならない問題だと私は思っております。

特に、六日市学園に対しては、もう昨日も御答弁されてましたけど、契約どおり更地にして返すという病院側の姿勢でありますので、ただ、病院からあの施設を譲り受けて次の利用する方に譲渡する、そのぐらいの子供の使いみたいなことでは、とてもあそこを利用しようという企業は出てこないと思います。これは企業誘致です。町も当然汗をかかなければならない、それによって町は利益を被るわけですので、何もしないで漁夫の利を得ようとする、そういう虫のいい姿勢ではとてもじゃないけどこの問題は解決しないと思いますので、ぜひそこの辺のところは腹を据えて取り組んでいただきたい。

時間がないので、このことを解決するには、やはり今の職員の方だけではなかなか難しい。そして職員にそれだけの負担をかけるべきではないと私は考えております。ですので、このことを解決するためにも、やはり外部の人の知恵を借る、力を借るということも、ぜひ必要なことになってくるだろうと思っておりますので、町長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

それと、こういう物件はもう既に首都圏でも始まっているわけでありまして。埼玉県なんかは結構な学校施設などが、もう既に遊休の施設になっているという話を聞いております。そして、企業はBCPなどによって本社機能を分散しようという動きが始まっております。

これは、先日も二つの地震がありましたが、首都圏は直下型地震、そして、南海トラフ東海地震、確実に30年の間に来るであろうという地震を予想して、首都から機能を分散、企業は分散させてます。いいチャンスです。いいチャンスですが、ただ単に待っていたのでは、今の六日市学園も多分町民の期待に添えずに失望に変わる、このことは間違いないと思っております。ですので、ぜひ病院に限らず、六日市学園に限らず、もう少し外部の方の力を借る、その努力も必要だと考えますが、町長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の病院の存続と学園の活用ということについてお答えをしたいと思います。

時間もございませんので端的にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、前段の六日市病院のことについてでございます。

これは、これまでも繰り返し申し上げておりますし、今議会におきましても一般質問の中ではほかの議員さんにも同じようにお答えをしておりますように、今計画をしております経営改善計画のまずは策定の状況を見ながら、我々といたしましては次のステップに進むべく、人材の派遣で

あるとか、それから行政機能を病院事務局の中へ置くとか、そうしたことで対処していく、その準備を今進めているところでございます。今あるスケジュールをしっかりと履行していくということがまず大事だろうというふうに思っております。

公設民営化につきましても、吉賀町、島根県、さらには石州会、この三者のあり方検討会議の中で方向性を見定めてきたその結論でございますので、これが実現になるように、やはり関係者一同頑張っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

二つ目の学園のことについてでございます。

学園の活用につきましては、吉賀町といたしましては、これまでの座談会等でいろいろな御意見をお伺いしております。一様にある意見は、やはりせつかくのすばらしい施設なので、これを地域振興のために活性化するために有効活用していただきたいというのが大方の御意見だろうと思っております。その意向は持っておりながらも、やはり現在の所有者というのはあくまで学園様でございます。こちらの意向を無視してはできないということで、意見調整をしながら現在に至ったということで、これも報告をさせていただきましたように、間もなく公募型のプロポーザルの告示をさせていただくということでございます。一つでも多くの御提案があるように、手挙げがあるように期待もしているところでございます。

もう一つは、お話がありましたように、こうしたコロナの影響を受けているような時でもございますので、特にBCPのお話もございましたが、都会地からのそうした企業様にもこちらのほうに進出をしていただける、そうした可能性もあるやに考えております。他分野にわたって、他業種にわたったそうした応募があることを大いに期待をしているところでもございます。

最後にアドバイザーの話がございました。これは医療、介護に限らず本当に幅広く、今行政は課題を抱えておりますので、そうしたアドバイザーが必要であるということは重々承知しております。どうした形でということもあろうかと思いますが、まずは申し上げましたように、六日市学園の公募型プロポーザルを告示をいたします。その事務の中で審査会を設けなければならないというような手はずになるわけでございますので、医療、介護あるいは他業種あるいは他方面に渡って知見のある方、学識経験者の方をそうした選考委員のほうへ招聘をさせていただきたいというような思いを持っております。これはあくまで今我々行政側の思いだけでございます。そうした適任がおられる、私はおられると思えますけど、そうした方にはこちらのほうからしかるべき時にアプローチをさせていただきたいということでございます。

いろいろな面について、見識のある方にまちづくりについての御指摘なり御助言をいただくような、そういった方向でこれからも進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 大変な時だからこそ、いろんな人の知恵、力を借りるというの

は決して恥ずかしいことでも何でもありませんし、むしろそういう動きをすることこそ町の発展につながっていくと思いますので、町長4年間の間にいろいろな人脈を築かれたと思いますので、その人脈を活用しながら、ぜひアドバイザーということの実現をさせていただきたいと思っております。

それと、本が来とるかも分かりませんが、飛び出す公務員という本が、この間、本屋に行ったらもう売り切れて少し時間がかかるということでしたので、私はまだ読んでませんが、公務員もこうやって殻を破って外の世界に出てます。中にいてもやはりその地域に飛び出して地域の実情を知るということは、これからの行政に大変重要なことだと思いますので、その辺のところも町長もう少し職員の自主性を尊重して、尊重されてると思いますけど、尊重されて自由闊達に動ける風潮を作っていただけたらと思っております。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 10番の中田でございます。本日は、2問の質問を用意しておりますので、御答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、1番目に、令和3年度の除雪作業計画について御質問いたします。

気象庁は、令和3年11月10日に、ラニーニャ現象が発生していると見られ、この冬の終わり頃までこの現象が続かない可能性もあるが、続く可能性が60%の確率でより高いという、エルニーニョ監視速報を発表しました。今年の冬は、西高東低の気圧配置が強まり、気温が低くなる傾向の確率が高いということにもなると発表されております。テレビ等の長期予報でも、今年の冬は大雪の降る確率が高いというような報道を行っております。

私は、今年3月、第1回定例会において、1月の豪雪時に行われた町道の除雪作業の問題について質問いたしました。内容は、各町道において毎年行っていた除雪作業を行わなかったこと、行っても大変ずさんな作業であったことなどです。

問題状況の繰返しになりますが、幾ら豪雪であるとはいえ、除雪後の道路に軟らかい雪が二、三十センチ残って乗用車が立ち往生してしまったこと。また、1回、片道の除雪だけであったた

め、一方通行の道路になり、車両が交差できないことによる交通障害が発生したことなど、住民の納得が得られていない状況が多くありました。

また、1月の時点で担当課課長から、機械が故障して稼働率が悪かったとの発言があり、大変驚きました。なぜなら、農業をしている私どもにとって、農機具の手入れ、点検など、使用后、使用前など欠かせないものだからです。

町長は、3月の私の質問に対し、町民の皆様からいただいた様々な課題に対し、今できることは、現在保有している機械を最大限利用することと、無駄を検証し、効率のよい除雪作業を実施すること。そして、町民の皆様の理解と協力が欠かせないものと考えていると回答されております。

私は、町長の言われることについて大筋では理解できました。しかし、具体的な内容が示されていないので、「次回も」ということは今年の冬になるかと思えます。同じような問題が起こるのではないかと懸念しております。

町長の回答にあった検証作業については、どういう方法でなされ、どういう結果になったのか。除雪作業を今後どのようにされる計画なのか。住民には、具体的にどのような理解と協力を求めるかなどです。

また、町長の言われる効率のよい除雪作業を重視する、このことは非常に重要なことと思いますが、町民目線の視点が抜け落ちてしまう可能性もあります。

もう1点、昨年度、歩道用乗用除雪機を購入したときに、大型機械が入らない狭い町道も要望があれば除雪できると言われましたが、町として何路線ぐらい予定されておられるのでしょうか。地区からの事前要請を受け付けてもらえるのでしょうか。

今年の冬が大雪になるかどうかは分かりませんが、吉賀町民だけでなく、流通関係の業者にとっても冬の期間、安全で安心な交通を整え、可能な限り平常どおりの生活を確保することが行政の役割ではないでしょうか。

町長の考えと具体的な方策をお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の1点目でございます。

令和3年度の除雪作業計画についてお答えしたいと思います。

今年の1月7日から降り始めた雪でございますが、10日にかけて4日間降り続き、平野部で50センチを超える大雪となりました。気温もマイナス6度を下回るなど、水道管の凍結被害が発生し、役場職員挙げての対応となるなど平成30年以来3年ぶりの大寒波とまとまった雪となったところでございます。

それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、除雪機械の故障につきまして驚いたとの御指摘でございますが、当該機械は町所有の貸与機械でございます。シーズンオフには点検整備、修理等を実施いたしまして、次の除雪作業に備えており、決して整備や準備を怠っているということではございません。

除雪作業は、機械にとって過酷な作業でございます。当該機械の故障の原因は作業中の事故で、整備不良等による故障ではございません。排雪作業を行うためのスノープラウという排雪板が路面上の突起に衝突したため破損したものでございます。

重量が10トン前後の機械でございます。操作レバーをほんの数ミリ絶えず動かしながら、経験と勘で雪の中の作業、状況を探りながら早朝から場合によっては深夜まで何時間も作業を続けるわけでございますので、オペレーターにとっても大変過酷な作業となっております。

担当エリアの道路状況は、事前に確認してもらうようお願いをしておりますが、どうしても積雪量や稼働時間に応じるように故障も増えてまいりますのは、ある意味必然と言わざるを得ません。

決して整備や準備を怠っているためではございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、次回、今シーズンの除雪に対する検証作業とその結果による今後の除雪作業についてお答えしたいと思います。

昨年度の除雪作業が進まなかったことにつきましては事実でございます。業者に対し、それぞれ聞き取りを行いまして当時の状況等の確認を今回いたしました。聞き取りの結果は、降りやまない降雪の状況や、機械の故障など要因は様々でございます。機材も人もぎりぎりの状態で作業を実施しておりますので、一つバランスが崩れますとこのような状態に陥るわけでございます。

応援体制を取りましたので、不慣れな箇所での作業に加え、住民の方からこちらの指示した箇所以外の除雪を求められてもうまく対応できなかったものと考えております。

今後の対応とのことでございますが、全ての状況に対応することは不可能であると思っておりますので、これらを踏まえまして豪雪時の対応に絞り、どのように除雪作業を実施するかということについて検討いたしました。

現在のところ、通常除雪は各業者の判断により出動しております。標高の高い高地から低地にかけて除雪作業を行っております。

一方、豪雪時の除雪の体制は、除雪計画書にもございますとおり、1級、2級から随時作業を行うこととしております。しかし、状況はその都度変わりますから、豪雪が予報されている場合は、建設水道課において作業を優先するエリアを決定し、指示させていただくことといたしました。よって、豪雪時であっても、必ずしも計画にありますように1級、2級からの作業にならない場合があるということでございます。

あわせて、機械等の応援体制を取りながら作業したいと考えております。応援用の機械は可能

な限り、現場の要望に応えられるよう配慮いたします。

また、今年度は業者様の御努力によりまして、更新も含め新しく4台の機械が導入されました。除雪作業に威力を発揮するものと期待しているところでもございます。

最後に、昨年度購入いたしました歩道用の小型ロータリー除雪機の運用につきましてお答えをしたいと思います。

歩道除雪用に購入いたしました小型ロータリー除雪機でございますが、車道の路肩などにも使用が可能でございます。また、狭隘で大型機械等が作業できない場所もこの小型ロータリー除雪機は除雪幅が1メートルでございますので、狭い箇所等も作業が可能でございます。可能な限り使用していきたいと考えております。

議員御質問の狭隘な箇所についてお答えいたしますと、幸地地区の町道畑上道線は狭隘で除雪作業ができていない箇所でございます。一時期は、地元の方の御厚意により作業をしていただいておりましたが、現在はそのような対応はされていないということでございます。

現状のところ、建設水道課で把握しております路線についてはこのような状況のようでございます。

あくまで、歩道除雪を優先いたしますので、作業範囲を広くすることは難しいかとは思いますが、可能な限りこうした機材も利用しながら除雪作業を行っていききたいと考えております。

昨年に続き、今季も低温で降雪が多くなる予報となっております。除雪作業には昨シーズンを教訓にしながら万全を期してまいります。あわせて、町民の皆様の御協力なくしてこの除雪作業は実施できません。その点につきましても、御理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

町民の皆様に対してのお願いでございますが、これは毎年でございますが、広報よしかの直近のところで町民の皆様をお願いする事項、事細かに文章ではございますが記載をしてお願いを申し上げているところでございますので、改めてでございますが、本席からもお願いを申し上げておきたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、町長のほうから御回答をいただきましたが、私がちょっと聞きたいところが抜かっとなかなかというふうな気がします。

というのが、この1月の大雪の際に、一番町民が困ったということは、これは地名を挙げますと沢田の町道上から下まで、それから指月線ですか、その辺の道路のことなんですけど、幸地、立河内もそうなんですけど、町道が1回通っただけで帰りの往復の除雪がない。そうすると、軽四でも何でもいいんですが、車が行き合ったときにどうにもこうにも動きができない。とうとうバックする。バックしよるとはまり込んで、結局動かんようになってみんなで動かすというような

状況があちこちであったというふうに聞いております。この辺のことが1点。

それと、今の一方通行なので、業者の方がこんな小さいことを言わなくても、どこかに待避所的なものをつくっていただくとか、そういうふうなことがなぜできなかったのか。今年ももう、町内の除雪会議ですか、このことはもう終了しておるかと思うんですが、こういうふうなお話できたのか。

それと、1車線の片道の狭い道。それから、この除雪の深さです。これが、軟らかい雪であっても20センチも30センチも残ると、幾ら50センチで上の表面だけのけたんでは、当然乗用車なんかは特にすぐ腹がつかえて動かなくなるというような、私もこういうふうなところに直面しまして、1台、何とか押して雪から引っ張り出したというような事案もありました。

この辺のことを、この前の除雪会議で話されたかどうか。一々、私が言わなくても普通このぐらいのことはやってもらえるだろうというところは、このたび1月の除雪ではできていなかったから私があえて3月の定例会での一般質問で、また、今年も大雪ということであえてこの問題を取り上げておりますので、ぜひとも小さいことを業者の方としっかり詰めていただく。そのことをやっていただきたい。

できれば、業者と町がその辺の工事の内容を、深さは5センチとか10センチとか、いろんなことを統一したものをやっていただきたいというふうに思っております。

道路の状況によってもいろいろ違うかも分かりませんが、一応はアスファルトがある程度ちらちら見えるぐらいまでにはのけていただきたいというふうに思っております。

それから、歩道用除雪機で、今、町長のほうから幸地の小さい道がありますが、そのことを例えて言っておられましたが、今朝、私がここに向かう途中というか役場の玄関口で、「中田議員、今日、除雪の一般質問するらしいが、ちょっとこのことだけは聞いてください」というのがありました。というのが、今の小さい除雪機は今の話なんです、それと手押しの除雪機が役場にはあるのかなという話でした。というのが、これは朝倉の方でしたけども、注連川の方、やはり小さい道で何とかのけたいのだけれどなかなかできないから、何か借りるものはないのかというように聞かれました。

私は、今、社協のほうでシルバー人材センターのほうで1台持っていて、それでやっておるから、もし困るときにはそこに相談したらどうかという話はしましたが、ただ、私が思うのに、今年予算づけで今の除雪機、2台社協のほうで買うというお話がありましたが、このことはシルバークラスでの使用ということのようでしたので、できればそのこともシルバーでも使われるような方向に出して、台数を増やしたらいかがなものかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

ちょっと、このこと質問に入っておりませんでしたけど、はい。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 再質問いただきました。一部地域での除雪作業の方法、状況であったり、それから技術的なこともございます。それから後段のところは私道のところの小型での除雪の話だろうと思います。社協とかシルバーのお話もございましたが、除雪会議のことも含めて、前段のところは建設水道課長、それから今の除雪機、小型のものの私道の対応については保健福祉課長のほうから回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、ただいまの前段のほうの質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、除雪の状況が狭かったということ、それから雪が残っていたということ、それからそういったことが会議のほうで出されたのかということでございます。

まず、除雪会議につきましては、業者との除雪会議が1回。それから、住民の皆様それから関係者の皆様方をお呼びして除雪会議を行ったのが1回でございます。

ここの雪の除雪の仕方ということになりますと、業者のほうの除雪会議ということになるかと思っておりますけれども、業者のほうにはこちらのほうからは狭い場合には待避所等きちんと空けていただいて、離合がスムーズにできるようにという願いはしておるところでございます。

前回の除雪のときに非常に悪かったという御指摘をいただいておりますけれども、前回のところでは非常に、3年ぶりといいましょうか、久しぶりのまとまった雪、平野部でも50センチを超えるようなそういった雪が降りました。

いろんな状況がございますけれども、4日間降り続きましたので、どうしても、どけていくはなからといいましょうか、どんどん積もってまいります。業者のほうは、どんどん除雪をしていかないと路線数が増えませんのでとにかく除雪をしてまいります。そういった関係で、どうしても1車線分しか取れなかった。実際には、往復をしてきちんと空けながら、次へ次へと移っているわけがございますけれども、前回の場合にはどうしても1回どっと通って次の路線に入っていく、そういった作業をせざるを得なかったという状況もあろうかと思っております。

ただし、その部分で、そうした状況でするのならば、やはり待避所を設けておくべきだったなというふうに考えておまして、そういったことについては、やはりきちっと業者とのコンセンサスを取っていきたい。きちっと連絡をし、除雪体制のほうを確認していききたいと、改めてそういったお話をさせていただきますというふうにも考えました。

それから、先ほど話もしましたけれども深かった、つまり残る雪のほうが多かったではないかという話がございます。なかなか黒い舗道が出るまで雪をかいていくというのは、通常の除雪でもなかなか難しゅうはございますけれども、なるべくそういうふうに、残らないようお願いしております。

ただ、前回の場合におきますと、やはり50センチを超えるような豪雪となったわけでごさいます。しかも1回降った雪をどけるのなら簡単なのでごさいますけれども、降り続いたということがございました。どけていく、除雪をしていくその後ろで、もうどんどん積もっていくという状況が発生いたしまして、そういったときは2回、3回と同じところをぐるぐる回るわけには行きませんでした関係で残ってしまったのではないかと考えています。

お叱りを受けるということは、その後の対応もなかなかうまく行かなかったというふうにごさいます。それにつきましてはこちらとしても反省をしなければならないというふうにごさいます。

連絡体制、それから応援体制等をきちんと取れるようにし、除雪の方法も、豪雪のときにはやはり人口密集地からどけるようにし、そういった作業をうまく組み合わせながら豪雪が発生した場合には対応していきたいというふうにごさいます。

前回、確かに除雪作業がうまくできなかったということにつきましては、こちらとしましても真摯に反省をさせていただきたいというごさいます。今年度、この冬の雪がどうなるかというのを心配しておりますけれども、この失敗という言い方が正しいかどうかは分かりませんが、この状況を糧にしながら、今シーズンの除雪作業を進めてまいりたいというふうにごさいますので、どうか御協力それから御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、シルバー人材センターの除雪機の関係での御質問に対して答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

昨シーズンの豪雪時におきまして、やはり一般の方から私道部分の除雪についてということで、役場のほうに問合せ等があったわけでごさいます。基本的には私道についての除雪対応はできないということで、社協のほうで行っておりますシルバー人材センター事業、こちらのほうにお問合せをいただくようにという御案内をさせていただいております。

そういったところから、昨年のところでは——申し訳ございません、ちょっと手元に件数等々把握した資料を今日持ち合わせておりませんが、数件要請があったというふうにごさいます。

その対応につきましては、従来はやはり会員さんが現場に駆けつけて、スコップで、いわゆる手作業での除雪というようないところがありまして、要望に対しまして十分に対応することができないというような反省を基に、また先ほど議員の御質問の中にもありましたとおり、今シーズンも降雪が予想されるというような状況から、そういった部分に対応してまいりたいというようないところで要望がございましたので、町といたしましては、今回の12月の一般会計の補正予算のほうにその購入費の助成額を計上させていただいております。

この部分、御承認をいただきましたら、早速手続きのほうをいたしまして、今シーズンのとこ

ろで私道に対応できるような体制のほうをシルバー人材センターのほうで取っていただくというふうに思っております。

私道ということでございますのと、シルバーに依頼をする場合は基本請負契約ということになりますので、有料ということにはなりますけれども、そういった体制で臨んでまいりたいと思いますので、また周知等々をさせていただき、必要であれば皆さんに御利用いただけたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 建設課長のほうからいろいろお話ししましたが、この1月のほうで、随分苦情等を聞きました。今、課長のほうから回答がありましたように、このことをしっかり肝に銘じまして、今回、もし大雪になった場合には、できるだけそういうふうな苦情を聞かないようなやり方。私は、できれば除雪後に課の者がどういうふうなのけ方か、恐らく課長も柿木の出身で奥のほうは降るかもしれません。やはり、旧六日市のほうと雪の量はかなり違うと思いますので、私は課の方が見て回るとか、あるいは例えば路線ごとに、別にお金がかかるわけじゃないと思いますけど、モニターとかそういうようなところを誰か決めておいて、どういうふうな状況であるかというようなこともやはり聞くような制度もつくってみたいかなものかなというふうに思っております。

以上、答えは要りませんので、以上で1問目の除雪についての質問を終わります。

それでは、2番目の質問でございますが、吉賀町風力発電施設の建設計画についてということで質問をさせていただきます。

今年6月初旬に、新聞報道で山口・島根県境に風力発電計画のあることが発表されました。そして、最近町内の朝倉地区で、この計画について事業者からの住民説明会があったということを知り、急に現実味を覚えるものとなりました。

実現すれば、山の上に170メートル級の高さの風車が三十数基もそびえ立つことになりそうです。

県下でも、国道9号線を車で走ると、江津市や大田市などに大きな風車が数多く立ち並ぶ風景を見ることができます。これが、町内の山々に立ち並ぶことなど想像もしておりませんでした。

現在、世界各地で起きる豪雨や猛暑など、気候変動による様々な現象に対して、各国は温室効果ガス削減のため、脱炭素社会の構築に向け努力を重ねております。

私も、二酸化炭素を発生させない太陽光発電や風力発電の開発は非常に意義のあるものと考えております。島根県も、気候風土に適した風力発電を推進されております。

ただ、風力発電の場合、やはり山々を掘削し、建造物を建てるとなると、自然破壊と土石流な

どの問題、動植物の生態系の変化、騒音、よく言われている低周波の影響による健康被害などを考えなくてはならないなど、数多くあります。

朝日新聞デジタル情報によると、鳥取市の山間部では、昨年秋に事業者から住民に説明があり、2023年度に着工し、26年度に運転を開始する予定があるとのことで、賛成派と反対派の住民が対立している状況とのことであります。住民同士あるいは住民と事業者側の摩擦は、全国各地で起こっているとも聞いております。

このような状況の下、吉賀町風力発電施設の建設に関するガイドラインを見ますと、町の責務として第4条に、町は本ガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう、必要な措置を講ずるものとするとなっております。

第5条には、事業者の責務として5項目が記述されております。全体的に、事業者と地域住民が話し合いをして解決しなさいというように見えます。

例えば、事業者の責務として、第5条に5項目あるわけですが、ちょっと1つ2つ紹介してみますと、3項目に、事業者は、風力発電施設建設事業に関する事故などが発生しないよう、適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は直ちに対処できるよう十分な措置を講ずるよう努めなければならない。4として、事業者は、風力発電施設建設事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、これに対応するよう努めなければならない。5番目として、事業者は、風力発電施設建設事業を廃止し、風力発電施設が不要となったときは、事業区域の原状回復に努めなければならないというような事業者の責務としては挙がっております。

このガイドラインとは、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、町長にはお分かりのことと存じますが、念のためにテレビを見ておる方々も分からない方がおられてはいけませんので、ちょっと私なりの説明をさせていただきます。

ガイドラインとは、法律を基に作成された何らかの基準や決まりということ。法律のように法的な効力はないものの、それに近い内容として作成された基準や決まりであることがほとんどですとの内容のことがネット等で書かれております。

このようなことから、これでは、今、私読み上げましたけれども、地域住民は不安と期待の入り交じった感情を持っているのではないかと推察いたします。

そこで、町長に伺いますが、第4条で言う、町の必要な措置についてお聞かせいただきたいと思います。町は、どのような立場で、どのように対応するつもりなののでしょうか。環境アセスメント、建設、維持管理、廃止、撤去などの将来を含めた一連の考え方をどのように考えておられるのでしょうか。また、私もちょっと別冊を読ませさせていただきましたが、事業者から提出されている配慮書について、町当局はどのようなお考えなのかもお聞きしたいと思います。よろしく

お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして吉賀町風力発電施設の建設計画についてということでお答えしたいと思います。

国におきましては御案内のとおりでございますが、2030年度までに温室効果ガスの発生量を2013年度比で46%削減して、2050年にはカーボンニュートラル、要するにゼロにしようということがございます。当然、これに沿った形で様々な事業体のほうが事業を今、行おうとしている、行っているということがございますが、こうした際には自然環境や景観への影響を極力生じさせないような配慮が必要なことございまして、環境影響評価を事業者自らが実施して、調査、検討を行った上で地元住民等の理解を得て、その上で進めていくという必要がございます。

現在計画されております、仮称ではございますが、西中国ウインドファーム事業には、事業実施想定区域は山口県周南市、岩国市、そして当町の行政境界部——いわゆる境のところ——でございまして、吉賀町でいいますと蓼野地区と椈谷地区がその計画区域に含まれております。

また、予定出力規模といたしましては、1基当たりの発電量が4,300キロワットで、最大で33基を設置という計画でございますので、全体では14万1,900キロワットを発電する計画というような状況でございます。

御質問にありました吉賀町風力発電施設の建設に関するガイドラインについては、事業者自らが自主的に遵守する事項を定めたものでございます。御説明もございましたが、町の責務を定めております第4条の中にあります必要な措置でございますが、これは、それに続く事業者の責務を定めた第5条、これが適切に果たされるように、これを具体的に言いますと、第7条に基づく届出であったり、第8条に基づく説明会の開催及び報告書の提出を求めるものでございますが、こうしたものが適正な対応を事業者が行っていただけるように、そうしたことをするのが行政としての責務である、必要な措置であるというふうに認識をしているところでございます。

風力発電の建設は、事業区域外周辺へ様々な影響が想定、予想されることから、事業者がその内容や対策などを地域住民へ丁寧に説明を行い、理解を得ていくことが必要不可欠であります。

また、先般、環境影響評価手続きの一環で実施されました計画段階環境配慮書の縦覧によりまして、地域住民の皆さんより意見が事業者へ寄せられております。

町といたしましては、これまで説明会や縦覧により寄せられた意見、要望に真摯に対応するよう、事業者へ公平、中立の立場で働きかけていきたいと考えております。

また、計画段階環境配慮書について、町長は県知事を通じて事業者へ意見を述べることでできる仕組みとなっております。町といたしましては、この意見書中で騒音や超低周波、河川環境、

災害対策、動植物の生態系、景観などの具体的な個別事項について適正な調査、評価を実施するよう意見を述べてまいりたいと思います。

前段のほかの議員さんのところで、少し私もコメントさせていただきましたが、間もなくこの配慮書に対しての町長の意見をペーパーにまとめて提出する期限が来ているわけですが、大まかなつくりといたしましては、いわゆるその全体的な事項と、あとは個別事項についての意見を述べる予定でございます。

全体の事項につきましては、当然のことでございますが、まずは住民の皆さんへの説明をしっかりとさせていただきたいということでございます。その中には、情報開示をまずするということと、もう一つは、吉賀町は今、高津川水系の上流部でございますが、やはり中流域の津和野町、さらには下流域の益田市、こうしたところで生活をしている住民の皆さんもたくさんいらっしゃるわけですから、そうしたところに対してどのような影響があるのか、そうしたことも含めて広く、吉賀町に限らず広く流域の皆さんに情報発信なり開示をしていただくようなこともコメントをつけ加えさせていただきたいという考えでございます。

それから、全体的な事項で申し上げますと、実施区域の設定であったり、あるいは、場合によっては事業計画の見直しについても少し言及をさせていただきたいと思っています。

それから、個別の事項ということになりますと、今、配慮書を御覧になっていただいていると思いますが、どうした項目についていわゆる環境アセスメントをしていくかという、今、項目出しですから、それぞれについて例えば騒音であったり、超低周波であったり、風車の影、それから動植物と生態系、河川環境と土砂災害、さらには景観、こうしたことについて事細かに調査をしていただきたいというようなことも付け加えて意見を述べたいということでございます。

繰り返しになりますが、現在は、現時点は、まずは計画の初期段階での配慮書でございますので、この段階で計画に対して云々ということをするつもりはございませんが、とにかくこれまでの事例を見ますと、なかなか時間が空いたり、情報がしっかりしたものが解除されないというところで、後々の事業の遂行に支障を来す事例がどうも多いようでございますから、我々としたしましては、今地元でこうしたような計画があるというからには、まずは住民の皆さんに早い段階で情報開示をしていただいて説明をしていただくということと、事細かに詳細にわたっての調査をしていただきたい、評価をしていただきたい、この二つを柱に意見を述べさせていただきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今町長の言われたとおりかなと思います。まだすぐ2年、3年でこれが事業を進むというようなことにはならないと思いますが、配慮書のことと、それから私が第5条ですか、読み上げましたけど、地域住民との対話というか説明会を行うということもあ

るわけですが、朝倉で地域住民との説明会が先日あった折に、事業者のほうの地域住民、町長御存じかどうか分かりますが地域住民という範囲です、地域住民、今町長が言われたように蓼野と椀谷が対象地域ということなんですけれど、そこのよいよ蓼野とか椀谷の方でない、この説明会に、せっかくそういうことがあるからということで町内の方が出向いて聞きたいということで、のぞいたら入らせてもらえなかった。また、新聞記者も非公開ということで入れてもらえなかったというような事案があったそうですが、町長に聞くのもあれなんです、この地域住民というと私から考えれば町民全体的なことを差すのではないかなと。この配慮書についての今、税務住民課のほうで閲覧してありますが、これも町民誰でも見られるようにしてあるんだから、当然その説明会についても、東京のほうから来て話を聞く人はおらんかもしれませんが、町内の方がその説明会にのぞくことが除外されるというのはいかがなものかと思いますが、町長のちょっとお考え、その辺のことをお聞きしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そうした事案があったというのは私も後刻のところでも耳に入りました。先ほど言いましたガイドラインによって事業者のほうから11月6日に朝倉公民館であったということで、その報告書も受けております。

ただ、そうしたことがあったということは書いてなくて、もう端的に11月6日朝倉公民館でやって、参加者が何人で説明をどのぐらいの時間、質疑応答をどのぐらいの時間でやった。さらにその質疑応答ではどういった質問があって、それに対して事業者がどうした回答したというようなペーパーでございます。今、議員が言われましたところは、私は幾らか関係者の方からも後ほどお電話も来まし、一番目に触れたのは11月7日の地方紙の新聞の記事なんです、そこにはこういうふうに書いてあるんです。非公開だとして報道機関を締め出す事業者と住民が約30分にわたり押し問答になり、不満を募らせて帰宅する人が出るなど一時騒然としたということで、あと本題がこう書いてあるんですが、私が感想ということになれば、先ほど言いましたように、やはり住民の皆さんには広く情報開示をしてしっかり説明をしていただくというのが私のスタンスです。仮に現場でこうしたことがあったのであれば、これは事業者の方が開催をされる説明会ですから、ああしなさい、こうしなさい、こうでないと駄目ですよという、そうしたやはり規制をかけることはできないのか分かりませんが、我々その町で暮らす者としてやはりどういった物ができるのか、どういった計画を持っておられるのか、そうしたことはやっぱり知りたいたいわけです。いろいろ知りながら最終的にそれぞれの方が御判断をされる。こういうことだろうと思いますから、極力こうしたことがないように私はやっていただきたい。そのことが後々やっぱり、ほかの地区でもあるようですが、最初のところのやっぱりボタンの掛け違いが後々、本当はこう円滑に行く事業であったものが実際できなかったというようなこともどうもあるようござ

いますので、しっかりした今から事業を進めようとされるのであれば、そうしたことがないように、ぜひ私は配慮をしていただきたいなという感想を持っております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先ほど町長も言われましたが、昨日ですか、町長のほうから、高津川は吉賀町、津和野町、益田市、3か市町の共同財産であると言われておられました。こういうふうな観点から、この計画がいいとか悪いとかということではありませんが、もしこの上流で工事をした後、山崩れが起こるなどして下流域を汚すというようなことになっては、今町長言われた共有の財産という観点から見ても、町もある程度の関わりを持って、住民と話し合い、入るという意味で、入ってもらえればいいかもしれませんが、そういうこともやはり考えながら、この事業に前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。ということを上げまして私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し時間があるようですので、少しコメントをさせていただきます。

先ほど説明もしようかなと思いつつ触れませんでしたでしたが、実は12月3日に島根県が、今回のこの件についての環境影響評価の技術審査会というのを開催をしておられます。新聞で少し報道もされました。会議の様子も報道されましたので目にしておられる方もいらっしゃるかと思いますが、今回その会議の、当然島根県の主催でございますが、議題は（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書についてということで、まさに今回のこの案件で技術審査会が行われました。

事業者のほうからの説明と質疑応答がされたということで、まず我々のところには公式に県のほうからこの内容についてのいわゆる物は届いてないんですが、新聞の報道しか我々は情報を知り得るすがございませぬが、12月5日の新聞でございました。このように書いてありました。事業者の電源開発、東京都でございますが、に対し、委員から周辺の自然環境への影響を詳細に示すよう求める意見が上がった。配慮書を踏まえ、委員らが建設予定地に近い高津川下流域への影響を入念に調べるよう要望、それからこの審査会の会長、佐藤さんと言われる方でございますが、佐藤会長は事業者と住民で事業規模や内容に認識の違いが生じがちだ。丁寧な説明を心がけてほしいというようなコメントをされまして、事業者側は意見を今後の事業の方法書や準備書の策定に生かすことや、地域住民の意見を聞く場を設ける考えを示したということで、島根県におかれましては、この審査会の評価を踏まえて、島根県知事が意見をまとめて、1月中旬に事業者に伝えると、こういうことでございます。

私がさっきコメントしたのとおおむね同じようなことを県の技術審査会の会長さんなりがコメントしておられますし、恐らくその会議のやり取りもそうだったんだろうと思います。

ですから、やはり吉賀町が今建設といいますか事業の区域になってますが、吉賀町だけでなく、やはり下流域、高津川流域の所の影響もしっかり考慮して調査等をしてくださいという県のコメントもあるわけでございますので、事業者のほうはそれを重く受け止めているような答弁になっているようですから、そうしたことを大いに期待をさせていただきたいと思ひますし、我々がそうしたことも様子を見ながら、町は町としての意見を、先ほど申し上げたような内容でコメントさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議員（10番 中田 元君） 以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、10番、中田議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

9番目の通告者、9番、藤升議員の一般質問を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、昼前になりましたが、一般質問を行います。日本共産党の藤升正夫でございます。

本日、六日市病院の経営改善に向け、積極的な取り組みを求め、最初に町長に質問をいたします。昨日と本日の一般質問におきまして、同僚議員より社会医療法人石州会の経営改善に関連する質問が多数ありました。重複する部分もありますが、通告を基に質問を行います。

なお、本日の質問では、「石州会」を使うところを、名前がよく知られている「六日市病院」に統一して行います。

11月22日の議会全員協議会において、六日市病院の経営改善と、来年3月に閉校予定の六日市医療技術専門学校施設の活用について説明がありました。今年の6月から、六日市病院には経営コンサルタントが入り、経営改善に向けた経営分析と病棟再編シミュレーション作成までの報告を町も受けたということで、この報告は町の要求を全て受け止めたものであったか、町長にお聞きをいたします。端的にお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の六日市病院の経営改善に向け、積極的な取り組みをとということで、まず、コンサルタントからの報告について御答弁をさせていただきたいと思ひます。

今回のコンサルタント委託業務は、主に資料収集とその分析、病棟再編案のコンサルタントからの意見でありましたので、町の意見を反映させる場面は少なかったと思っております。

成果品の最終案の報告は、町も同席させていただき説明を受けましたので、質問、意見等を述べさせていただきました。町でも看護師減によるダウンサイジングの病棟再編案を考えておりましたので、それと比較しながらの質問、意見を述べました。

病床数については、多少受け入れていただいた点もありますが、今回、成果品として提出されたものは、これはコンサルタント業者の意見ということもあり、今後のアクションプランの作成において、病院、町の意見を聞きながら固めていくということでございました。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 2回目の質問のほうに移ります。

5年後、2026年度の病棟再編パターンは、介護保険が適用されるベッド数が、現在の120床から40床へと3分の1となり、医療保険の適用されるベッド数が、110床から50床へと半分以下になります。ベッド数の縮小は、医療・介護の需要が大幅に減少すると見込まれるから行うのか、ベッド数の縮小の理由を町長はどのように認識をしているか、見解と併せてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、ベッド数減少の理由についてお答えをしたいと思います。

今回、コンサルタント業者から提出されました病床数の縮小は、看護師等の従事者の減少に対応したものと報告を受けております。

医療病床につきましては、昨年12月に議会にも報告をしましたが、町が望む将来の病院像について、町が設定している現在の町民ニーズから算定した50から60床とほぼ同数であることから、町内需要にも合致していると考えております。

一方、介護のベッド数につきましては、現在の老人保健施設から介護医療院へ転換するなど、ベッド数や内容に第8期吉賀町介護保険事業計画との数値の乖離はありますが、在宅サービス基盤の充実を図りつつ、適正規模へのベッドのダウンサイジングとの方向性としては、一致しております。

今後、状況等を分析しながら、適否について判断を行ってまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 医療・介護従事者が足りない、少なくなるということが、ベッド数を縮小せざるを得ないというふうにもお聞きをいたしました。

従事者確保に向け、この1年間で、中学生、高校生のところへ、関心を高めてもらうために何をしてきたのか。町外へ出ている資格を持った人たちに、どれだけの声かけを行ったのか。医療・介護従事者の確保のために雇っている職員と一緒に、町長はどれだけのことをしてきたかと

ということが、今の御答弁の中で重大なことだと考えておりますが、町長の医療従事者、介護従事者の確保の点について、やってきたことをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 医療・介護従事者の確保に向けて、私自身がどのような対応をしてきたかと、こういうことですが、私自身が出かけていってということは、それは個別にはなかったというふうに承知はしておりますが、当然、それらのことに対応するために、町といたしましては、令和2年度のところで、当初のところで、これまでの医師、あるいは医療従事者、介護従事者の確保に対しての制度設計をするということで、補助金の制度設計もさせていただいて、予算についても780万円前後だったと思いますが、確保させていただいて、その施策を展開をさせていただきました。

なかなかそれが実のあるものになっているかどうかというのは、難しいところがございます。一つにはコロナの関係もございますが、それを差し引いても、まだまだ実が上がっていないというのが、現実のところだと思います。

行政としてやる部分も、当然今のような制度設計もございますが、私個人として、町長として出かけていくということは、まだまだ足りなかったというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 通告の3番目といたしておりました質問に移ります。

収支シミュレーションは、具体的な経営改善を行った場合の、今年、2021年度から2026年度までの収入と支出が示され、来年度以降は毎年2億円を超える赤字となり、6年間で19億円を超える赤字となるものでした。

昨年9月に病院から出された収支予想の人件費を参考に当てはめると、事業収入と人件費の割合を示す人件費率は、来年度以降、80%を超えています。これを改善するために、コンサルタントは今年の11月から来年3月にかけて具体的な改善の検討に入り、適正な収支の改善計画が作成されるとのことです。

この改善計画を確実に実行することを目的に、来年4月から、六日市病院内に町職員2人と会計年度任用職員1人の医療対策室を置き、さらに5年の任期付職員3人を派遣し、事務部の事務局長ポストと六日市病院の総務課と医事課に、町から派遣した任期付職員が入る計画が示されましたが、六日市病院側はこれを了解しているのか。どのような会議、場面で了解をされたのか。

また、派遣された事務局長と六日市病院の事務部長との業務における関係はどのようになるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3回目のところでございます。

人的支援についてお答えをしたいと思います。

理事長と副町長の間で協議を行いまして、協議の合意後に、私、町長のほうから理事長に今回の病院内への、仮称ではございますが、医療対策室の設置、それから、事務部への職員派遣の依頼を正式に行わさせていただいたところでございます。それに対しまして石州会では、執行部会において報告されまして、町の依頼を受けることの決定がされたとの報告を受けております。

それから、事務部長と新たに事務局長ということでございますが、具体的話はこれからのようでございます。

ただ、その事務局長のポストは、事務部の最上位に位置するという点については、理事長のほうの御了解を頂いているということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 理事長との間では了解を得ているということでもあります。

そうしますと、まだこれから来年4月までありますから、その間において病院内においては、どのような対応にしていくかということが協議をされていくことと思います。

それで、町から職員を派遣をするということでもあります。改善計画の作成の途中から、実際に計画を実行に移した場合の現場との合意形成ができるよう、先に職員を派遣し、準備することが必要ではないかと考えますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、4回目の質問でございます。

職員派遣の前倒し等についてでございますが、現在、内諾を頂いております2名の方につきましては、現在、それぞれの所属先で業務に従事をしておられる方ですので、年度中途の配属は難しいかと思われま。

現在、緊密に連絡を取りつつ、状況等の情報共有はさせていただいておるところでもありますし、これから作成をされます第3ステップでございますが、アクションプランの検討においても、時間が許される限り協力していただけるという内諾を頂いているところでもございます。

こうしたことに御参加を頂きながら、来年4月まで空白期間が起らないように、双方でしっかり情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 2人の方は今も勤めということでお聞きをいたしました。

5回目の質問になりますが、派遣された事務局長からの改善を実行するための指示が、病院の事務の方々に受け入れられない事態が発生をしないか、僅かながらではありますが、その危惧を持っております。

このような事態が発生をした場合に、どのような対応となっていくことが想像されるか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、5回目の質問でございます。

職場での指示に対する対応についてだろうと思います。

まず、御質問のような案件は起こらないと想定をしているわけでございます。仮に起こった場合ということで御対応させていただきますが、町から派遣した職員とはいえ、石州会の組織の中での案件になろうかと思えます。一義的には理事長のほうで対応すべきものと考えております。

しかし、必要があれば、理事長との協議、連携を図りながら、町の見解等を御理解していただけるように努力をしてみたいと思います。そこへ私が行くのか、それとも、それまでのステップを踏むのかというのは、それぞれの機会に応じて、臨機応変に対応していきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 続きの質問もありましたが、次の項目の質問に移りたいと思えます。

六日市学園施設の活用の方向についてお聞きをいたします。

六日市学園は、1993年、平成5年4月に介護福祉専門学校として開校され、4年後に看護科を創設、そして、2019年3月に生徒募集停止を決定していました。今問題となっている学園施設は、校舎が延べ床面積約5,300平方メートル、図書館が455平方メートルと、大変大きな施設となっています。

法人側の意向は、先ほどもありましたが、町有地無償賃貸契約により原状回復し、町に返還する予定としつつ、施設について町で活用する計画があれば、無償で譲渡を行うということでした。

町の方針は、町有施設としては活用しない。

一つ、施設活用を希望する団体があれば、閉校後に一旦町が所有し、後に無償譲渡する。

一つ、譲渡先の決定は、令和3年度中に法人と共催で公募型プロポーザル、いわゆる企画提案型の入札になりますが、プロポーザルにより選考する。プロポーザルによる選考の結果、該当がない場合は、法人が契約どおり原状回復し、町に返還を行うというものでした。

公募期間を今月中旬から来年3月下旬とし、プロポーザルでの公募を行う予定ということで、この公募についての疑問点3点お聞きをしたいと思えます。

1つ目に、一般的に学校施設を不特定多数の人が出入りする施設等に変更した場合は、建物の用途変更の手続きと併せて、必要となる防火消防設備や内装仕様を改修しなければならないと考えます。学園校舎も同様に、不特定多数の出入りがある利用とした場合には改修する必要があり、譲渡を受けた団体がそれを行うということになるのか。

2つ目に、施設の年間維持費のうち、固定資産税は幾らとなるのか。

3つ目に、敷地内の植え込みなど、建物以外の植物、構築物を含め、敷地内全てを譲渡先が管理する契約となるのか。

この点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい2点目の六日市学園施設の活用の方向はということでお答えをしたいと思います。

まず、個別に質問がございました、1点目のいわゆる設備や内装仕様等の改修に係る経費のこととでございます。

施設用途変更に伴いまして、各種法令等の規定により、施設設備等の変更が必要となるものと考えております。今後実施するプロポーザル選考により、いずれの団体が譲渡先となるか未定でございますが、譲渡後の施設活用に必要な設備変更後の経費につきましては、譲渡を受けた団体に負担をしていただく考えでございます。

それから、2点目は固定資産税についてでございます。

譲渡後の用途によっては、固定資産税の課税対象となります。税務住民課によりますと、木造以外で150平方メートルを超える建築物評価は島根県が行いますので、現時点で、町として固定資産税についてお答えすることができないことを御理解を賜りたいと思います。

なお、こうした情報につきましては、いろいろ連携を取りながら、情報提供もさせていただく機会があるかなというふうに思っております。

最後、3点目でございます。

敷地内の植え込み等、植栽等についてのお問合せでございます。

現在、六日市学園側が整備した敷地内の全てを対象に選考する計画でございますので、御指摘の庭園にあります、いわゆる植物等についても全て含むということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 本日の質問、同僚議員からもありましたが、応募しないか、今回の件で私のほうから相談を持ちかけた方から、その方は応募の締切りまでの期間が短いので、関係者との調整が間に合わないというお返事を頂きました。

解体の話は、生徒募集しないと決めた2年半以上前から予想されていたわけでありまして、改めて町の方針を出すのが遅かったのではないかというふうに思いますが、町長の御見解を聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2回目の質問でございます。

いわゆる公募時期についてのお問合せでございます。

既存施設については、町の所有ではなく、現在運営中の六日市学園の所有であるために、先方様の意向を無視して町の方針を表明することができないため、協議が整ったこの時点での表明となりました。

公募期間が短いとの御指摘でございますが、学園法人側の解散時期等を見据えながら、可能な限りの期間としております。公募先は日本国内全域としており、周知につきましても、町のホームページはもちろんでございますが、様々な団体等にも御協力頂きながら、多くの媒体を活用して、一つでも多くの応募があるように努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 私の質問は、やっぱり町内の方が何とか使えないかということで御相談を受けたことからしているわけでありまして、確かに広い範囲からの応募を求めるということで、短期間での応募というのは可能かもしれませんが、もっと町内に目を向けて御検討頂きたかったというふうに考えます。

続いて、次の質問に移ります。

町内での新たな小水力発電所建設の検討をということで質問を行います。

吉賀町には、柿木庁舎の上側に柿木小水力発電所、通称、「かきのきすいでんくん」があります。昨年度の電気売って収入は6,000万円あり、そのうちの1,400万円が子育て支援の財源として活用されています。自主財源が少ない吉賀町の財政において、貴重な財源となっています。

地球温暖化防止に向けた国連気候変動枠組条約第26回締結国会議が先月開かれ、採択された成果文書には、世界の気温上昇を1.5度に抑える努力を追及すると明記されました。このような中で、吉賀町における再生可能エネルギーの拡大と自主財源の確保を目的に、次なる小水力発電所建設の検討を求めるものであります。

島根県が2012年度に行った小水力発電導入調査において、吉賀町内では、候補地の椈谷と真田の詳細調査の結果、採算の可能性がないとなっていました。資源エネルギー庁の水力発電の導入加速化補助金が今年度新規に制度として使われ、来年度の概算要求にも、20億円が計上されています。初期調査等支援事業で、地方公共団体には定額の補助があるとされています。

再生可能エネルギー買取り期間の20年を超えた後の修繕と電気の売り先の検討と併せ、自主財源の獲得につなげられるよう、町として調査することを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、町内で新たな小水力発電所建設の検討をという

ことでお答えをしたいと思います。

吉賀町におきましては、御紹介のとおり平成24年でございましたが、島根県が町内における水力発電の可能性の調査を行いまして、再生可能エネルギーの可能性について、一定の方向性をまとめておられます。

当時は、町内で7か所の候補地において概略の検討を行いまして、そのうち経済的に成り立ちそうな椈谷と真田の2か所について、一層踏み込んだ調査及び施設建設の可能性を取りまとめて、中間報告としております。

通告の中にもございましたが、発電単価や売電単価については御指摘のとおりでございまして、そのときの判断として、工事費の見直しによる経済的に劣るという結果となったということで、詳細な検討は中止をしたところでございます。

新たな水力発電の建設に当たりましては、地域指定、それから水利減水による農業関係者や漁業関係者、導水路を含めた農地取得等、多くの調整が必要になりますので、直ちに調査ということにはなりません、今後の国の状況などを注視しながら、将来的には選択肢の一つになるものと考えております。

今、吉賀町のほうは再生可能エネルギーで、「かきのきすいでんくん」、小水力発電所の運営をしておりますが、FITが制度化されたときに、イニシャルコスト大体5億円弱かけて改修させていただいて、現在の姿になりました。

再生可能でございまして、固定価格買取りは20年間保証されておいて、吉賀町の「かきのきすいでんくん」の場合は、平成27年度から、元号変わりましたが、令和16年度までの20年間と。これまでは、6,000万円の売電料のうち1,400万円を少子化対策のために基金に積んでおりましたが、今年度からそれを増やして、2,000万円にしております。

ということで、令和2年度末で基金の残高が約1億1,000万円。これを今年度から2,000万円の上積みをするということで計算をいたしますと、FIT、20年間の固定価格買取制度の制度をいわゆるストップする。ストップといっても、次の年から元に返るといことなんです、その段階での基金残高が約4億円と見ております。

基金は毎年増えていきますが、それから後、21年度以降のところは、元の売電収入に仮に返るといたしますと、売電収入は3分の1になります。確かに基金が積まれますが、その積み増しが金額が少なくなるということでもありますから、次なることをやっぱり考えていかなければならないという状況の中では、今回御提案のあった、これ資源エネルギー庁の所管の事業でございまして、これやっぱり検討していく余地は十分あるだろうと。

方法は2つあって、御紹介もありましたが、新規の調査事業設計と、もう一つは既存施設の、いわゆる売電収入の上増し、こうしたこともメニューにあるようでございますから、例えばです

よ、例えば、今の小水力発電所、柿木のもの、以前からお話もありましたが、例えば、今、一旦売電をしたものを、タービンを越して川に出ていますから、その放水路のもう一回水を再利用するとか、そうしたこと。

ただ、これは技術的には勾配が少ないので難しいというようなこともあるようでございますが、いずれにしても、新規でやるか、既存のものを使うかということにして、幾らかやっぱり検討の余地はあると思いますので、新しく制度化された、今、令和3年度20億円ついておりますけど、この成果目標というのは、令和3年度から令和7年度までの5年間という期限を設定をしてあるということでございますから、その中で検討ができるように、少しずつではございますが、小水力発電については、これ新たな財源確保にとっても非常に貴重な部分だろうと思いますので、検討については引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほどの御答弁で、こちらの質問で一部省いておりました部分を追加で言うておきますけども、発電原価といたしましては47円、1キロワット当たり。売電単価が29円ということで、1.6倍もの経費がかかるということでもありますので、追加して発言をしときます。

続きまして、次の質問に移ります。

公民館を核とした地域づくりの推進とはということでお聞きをいたします。

まず、1回目の質問として、今年度の施政方針において、「いきいきと暮らせるまちづくり」の最初に、町長は、公民館を核とした地域づくりの推進について、「自立した人たちによる持続可能な地域」の実現に向け、「学び」を通した「人づくり・地域づくり」の視点に立った取り組みを推進するため、各公民館に新たに配置する人材の確保を進めていくと述べておられます。

これまでに、さきに御答弁もありましたけども、蔵木公民館に2人目の主事が11月から配置をされております。同僚議員への答弁もございましたが、改めて今後の見通しについてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、公民館を核とした地域づくりの推進はということで、2人目の体制の今後の見通しについて答弁をさせていただきます。

御質問頂いたように、各公民館に2人目の主事配置に向け、現在進めているところでございます。これまでの募集に対しまして、先般、教育長のほうからも御答弁させていただきましたが、3人の応募がありましたが、結果的には現在のところ1名の配置ということで、蔵木公民館のほうへ11月から配属をさせていただいております。

これまでも県や出先機関等へ相談をしたり、町外、県外へも募集をしておりましたが、今後は

県外への情報発信の方法も拡充させて応募を行ってまいります。年末から年度末、特にこの期間につきましては、人の動きが出てくる時期となりますので、全館、残りの4館、配置に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 新たに配置される人材の具体的な業務について、同僚議員の質問に、今後新たに地域づくりに関わる業務が加わると町長は答弁をされておられました。それぞれの地域は、自治会役員の決め方から活動内容まで、それぞれの歴史を持って変遷してきたと思います。

5つの公民館で独自の動きになると想像されますが、町長の考える新たな地域づくりに向けた公民館主事の第1歩、1歩目は何か。何を1歩目にするか、どう考えているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2回目の質問でございます。

まず、何をしていくのかということでございます。

議員のほうから今御指摘もございましたように、各地域はそれぞれの歴史や地域特性の中で変遷してきたと思っております。公民館につきましても同様に、それぞれの地域特性の中で、その特性を生かした人づくり、地域づくりを行ってきたと思っております。

そこで、新たな地域づくりの足がかりとして考えますのは、大人同士、あるいは大人と子どもの対話による学びの場づくりに向けての取り組みと考えております。

以前は、地域の中にいろいろな場で、雑談から地域の課題などについて対話の機会があったと思っております。現在は、生活様式や時代の流れにより、そのような機会がかなり減っていると感じております。対話の場があったことにより、自分たちの住む地域のことを考え、話合い、できることは何かなどを自らが考え、行動することにつながっていたというふうに感じております。

公民館主事の第1歩としては、対話による学びの場づくりと考えております。

それから、優先順位はあるんだと思いますが、私、もう一つ大事なものは、先般、ほかの会議でいろいろな方とお話をする中で、今回の公民館主事を2人目を配置をするという中で、大事なものは、やはりそれぞれの公民館のエリアで、今、何がどうなっているんだというようなことを、やはり現状分析をまずここでしっかり腰を据えてやるべきだろうと。

その一つの方法が、棚卸しをやったらどうかと。どういうことかなと思ってお話を聞くと、結局、公民館エリア、地域の中にどれだけの人材があって、どれだけの資源があるか。これをもう一回洗いざらしにして、それについて、それぞれが話合いをしていく。

ですから、今まで来たものを踏襲しながらということもあるかも分かりませんが、2人目の公

民館主事を雇用する、そのタイミングをもって、もう一回その地域を見直すといえますか、そういう意味での、人、ものの、いわゆる棚卸し、そうしたことをやっぱりここでもう一回立ち止まってやるのが、非常にいいんじゃないかというような意見を述べられる方もいらっしゃいました。私はまさに、それも必要だなというふうに思っています。

ですから、今、前段で答弁をさせていただいた、その学びの場ということも当然そうなのですが、もう一つは、やはり原点に立ち返ってといえますか、現状をもう一度皆さんで分析を試みる。それがやっぱり棚卸しという表現なんです、それもやっぱり必要かなというふうなことを感じたところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の関係については、ちょっと後のほうで、もう一度質問させていただきます。

3回目の質問として、その仕事を今勤務されている主事が、幾らかでも担うことにならないのか。限られた時間の中でも、公民館地域づくり統括コーディネーターと地域分析の足がかりを行うなど、今できることを検討し、2人目の主事が存在しなくても、地域づくり、先ほど言われました現状分析を進めるということもできるのではないかというふうに考えますが、準備をしていくことについて、町長のお考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3回目の質問で、現在おられる主事のことについてということでございます。

現在配置しております主事についてでございますが、地域・人づくりコーディネーターを中心として、できることから進めております。昨年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、人を集める事業等が難しい時期は、オンラインなどを活用して、主事自身のスキルアップや事業の見直しなどに努めてまいりました。

2人目の主事の配置を待つことなく、現在配置している主事とコーディネーター、派遣社会教育主事、公民館担当、さらには地域振興担当が連携しながら、できることから取り組みを進めております。

このことをすることによって、2人目の主事は必要ないのではないかという向きの質問かも知れませんが、仮にそういうもし御質問であればということでお答えをさせていただきますが、今言うような作業をしながらも、まだまだやらなければならないことはたくさんあるわけでございまして、今回重きを置いて公民館の再編をするのは、社会教育の部分と自治振興、地域振興をいわゆる融合させて、公民館のあり方を変えていこうということでございますので、まだまだ秘めている可能性が公民館あるわけでございますので、そのためにも成就させるために、2人目の

公民館主事の配置をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） これまで地域の仕事を担ってこられた方々が、次の世代へとバトンタッチできるところばかりではなくて、高齢により様々な集まり、共同の草刈りなどからの後退といった形で、今までできていたことができなくなってきたところも現れております。

県内の自治体におきましては、地区応援隊の組織を設立したり、買い物応援デマンド事業への取り組みなど、地域課題の解決に向けた動きも報告をされているところであります。

町長は6月の議会で、一部省略して答弁の内容を言いますが、人づくりと地域づくりに係る業務内容、あるいは業務分担については、基本的に各公民館の判断に委ねることになる。それぞれの地域に合った人づくりと地域づくりがあるわけですから、あとは公民館の中で、あるいはそこに教育委員会、企画課が一緒になっているいろんなことを考えて、まさに独自性を持たせた公民館であってほしいという趣旨の答弁をされておられます。

町長のイメージするいろんなこと、優先させたいものをしっかりと示し、具体的に示し、それをどのようにするかが、公民館側の判断に任せることが必要だと考えます。町長の御見解を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いわゆる公民館の独自性についてのお問合せだと思います。

先ほど御紹介もございましたが、6月議会の際に答弁いたしましたように、各公民館におきまして、主事の業務内容であったり役割分担であったり、独自に判断して取り組んでもらいたいと考えております。

町といたしましては、町の目指す姿を、これは以前、全員協議会でも公民館のあり方のまとめを担当のほうから説明をさせていただきましたが、そのペーパーにもあったかと思いますが、町を目指す姿を自立した人たちによる持続可能な地域としておりまして、それから、一方では、公民館の役割を住民自治の力を高める、伸ばす、こうした役割としております。

公民館にはこの姿、目指す姿、役割を理解してもらいまして、取り組みを進めていってほしいと思います。じゃあ、そのために何をするか。それを具体的に示したらというお話だろうと思いますが、その手法とか、目指すべき姿へ向けた取り組み内容については、これは地域性とか、まさに歴史がありますので、私はそれこそ公民館独自でやっていただいて、私は問題ないというふうに思っております。

そのための優先事項は、地域の状況によって違うと考えておりますが、町としては目指す方向と役割を、先ほど言いましたように、既に示しておりまして、公民館にもお伝えをしておりますので、どこから何から取り組みを進めていくかは、公民館の判断に任せたいと考えております。

それから、なかなか難しい問題もあろうかと思しますので、そのために伴走者として、現在もおりますが、地域・人づくりコーディネーターを配置させていただいておりますので、こうした人材も活用しながら2人目の配置、そして、それ以後のところの公民館の取り組みをしっかりと頑張ってくださいように、当然、行政としても応援をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 昨日の公民館主事募集に関連する中田敦教育長の答弁の中に、人づくりや地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待される社会教育士という称号があったと思います。福祉や防災、観光、まちづくりなどの社会の多様な分野を超えた学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりの中核的な役割を果たすのが社会教育士です。

今おられる主事の皆さんに、積極的に社会教育士の称号、資格を取得していただき、新しい公民館に求められる人材として活躍できる主事に变身できるよう、処遇の見直しを含めた後押しをお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 社会教育士のその資格の話は、私も最近できた制度であろうと思いますが、教育委員会のほうから伺っております。昨日も教育長の方からもお話がありましたように、あと4つの公民館、配置をしなければならないという事情もございまして、まずはそうした方々の処遇改善のためにもスキルアップのためにそうした資格を持っておられる方は、やはり処遇の面でひとつ、どういいますか、上乘せをして改善をするというようなことが必要だろうと思っておりますし、また今、おられる方についても既にそうしたことを挑戦しておられる方もおられるようでございますので、それがかなえば当然処遇のほうへ繁栄をさせていただきたいと思っておりますし、できれば全公民館、全公民館主事の方にそうした資格をとっていただく。これは、別段教育委員会の職員だからとか公民館の主事だからということではなくて、恐らく私、制度内容は十分承知しておりますが、我々この役場の職員でもやはりできるんだらうと思っておりますので、そうしたことをやっぱり我がこととして挑戦をしていただければ、これは行政としてしっかり支援させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それで、ほかの職員にもということではありますが、公民館のあり方を企画課と教育委員会で検討された報告の別紙に、これは町全体のことであるため全職員で共有する必要があると記されておりました。公民館のあり方について、全職員で共有するために町長が行ってきたこと、全職員が公民館のあり方について認識を深めてきたとか。町長が行ってきたかということと、認識を深めたか、この2点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 5回目のところは、職員のいわゆる認識の共有化についての御質問でございました。

御紹介がありましたように、そうしたまとめもしているところでございますので、全庁的に職員の共有を図るために行うことといたしましては、まずなんと言いましても庁議での報告、これをまず行って意思統一とさせていただいてところでございます。

それから、職員を対象とした研修会も行ってまいりました。職員として改めて問題解決に向けての考え方や、それから自治会、地域運営組織といったようなことも現状を振り返りながら、今後あるべき組織についてなどを学ぶ場となったということでございます。じゃあそれだけで十分かといえば、当然そうではないというふうに思っています。ほかの議員さんのほうからも、いわゆる職員のスキルアップの御指摘がございましたが、そうしたことも含めて、町には平成19年人材育成基本方針、指針というものを作っておりますので、それに沿って、今回のこの公民館のあり方、変えていくというのはひとつのまた契機になると思っておりますので、きっかけに。こうしたところ、機をとらえてスキルアップをしながら、それから職員全体での共有化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 本当、公民館のことだけではなく、ほかの分野につきましても、これまでも職員の方々、自主的に仕事に関連する資格をとりについたり、いろんな努力もして頑張ってこられた職員の方々おられます。そういうところ、どうしても仕事上あったほうが良いと思われるもの、また業者等の関係、いろんな仕事の関係で学び、身につけたものが、やろうという職員をもっと積極的に応援できる形づくり、こういうものをつくってこれからの中でさらに充実していただきたいということを述べまして、次の質問に移ります。

国、県の補助事業を生産者、事業者には知らせるすべを尽くせということで、質問を行います。

昨年、新型コロナ対策で農業者向けに、県に、国の補助制度が創設されました。島根県の制度には農林水産業収益向上緊急支援事業、農業の分野で。

また、国の制度では経営継続補助金、持続化給付金などがあり、持続化給付金の申込期限が延長されたときには、告知端末での放送も取り入れられましたが、生産者、事業者には制度を活用するよう推進する情報がいきわたっていませんでした。先月、町内の方から、制度を活用し補助申請をしたかったという訴えもございました。国、県の補助事業制度を生産者、事業者には知らせる工夫を十分にしてこなかったのはなぜなのか、この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、国、県の補助事業を生産者、事業者には知らせるすべを尽くせ

ということについて、お答えをいたします。

新型コロナウイルスによる補助制度は、昨年、今年と商業をはじめ全業種に対応するもの、農業に対応するものと様々な制度がございました。そのつど広報誌や告知放送端末等を活用して、町民の皆様に周知してきたところでございます。

議員御指摘の農業者向けの補助制度は、令和2年度に農林水産省が創設いたしました経営継続補助金制度ではないかと推察いたします。しかし、これ以外のことについてもあったかも分かりません。この点につきましては、我々の勝手な推測で御答弁させていただきますので、お許しをいただきたいと思っております。

この制度は、新型コロナウイルスによる感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復、開拓、生産販売方式の確立、転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取り組みを支援する制度で、JAを通じて国に申請する制度でありました。町では広報よしかの号外、令和2年の6月と9月号でこの詳細を記述した内容を掲載いたしまして、町民の皆様に向けて周知をしたところでございます。広報誌を御覧になった方のお問い合わせも数多くいただきまして、申請に向けた支援も行ってまいりました。国や島根県においても、新聞やインターネット等を活用し広く周知をしていたと記憶をしております。

今回、議員から御質問のありました農業者の方は、補助制度が活用できなかったということでございますが、情報がいきわたっていなかったのであれば、大変申し訳なく思っているところでございます。

町としましては、各種情報についてはこれまで同様、各戸配布をしている広報誌での周知や各庁舎の窓口での御案内、また告知放送端末やケーブルテレビ等を活用した案内と、町民の皆様に周知徹底できるよう今後も工夫しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御答弁では、広報誌だけでなく告知端末等も使って行っていくというふうにお伺いをいたしました。なおかつ関係機関、例えば農業関係であれば農協になると思いますけれども、そういうところとも協調しつつ、いろんな町内に農業団体の方々、組織もでございます。そういうところに向けて個別にあるということが伝わるような取り組み、それも併せてやることで、いくらかでも知らなかったという人たちを少なくすることができるというふうには考えますが、各種団体等への直接の働きかけ、この点についてどのように考えておられますか、聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） コロナの関係一つにとりましても、あらゆる補助金が制度があって、対象者が本当にまちまちでございまして、行政のほうで対象者が限定をできれば、端的に言えばそ

ちらの該当者のほうへ送付させていただくというのは、これ一番確実な方法なんです、そうではない、本当に多くの皆さんを、いわゆる全町を対象にということになればそういうことはできませんので、今答弁を申し上げましたことに加えて、今、議員のほうから御提案もございましたが、あらゆるアンテナをはって、結果的に本当は申請できたのに申請できなかったとか、期限が既に切れておったとか、もともと知らなかったとか、こうしたことがないように担当課を含め関係機関、団体と連携をとりながら今後の対処をしてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 関係機関ということであれば、今、個別の団体をいうのもおかしいかもしれませんが、やはり農業協同組合というのが比較的生産者とも近い立場であります。そこについても、あまり先ほどの持続化給付金の場合、丁寧に組合員さんのほうに情報を提供していたかという、実際はそうではありませんでした。そういうところを、町とこれから農協とどういうふうに知らせようかということについての協議、そういうものもすることも、これからの中ではぜひやっていただきたいというふうに思います。そうは言うても、農協ですから、吉賀町というところで行くと、六日市と柿木にあります支店・支所になると思いますが、そういうところとの関係、そして益田のほうでいろんなもの、広域で扱っておりますから、そこも調整をするということも大事かと思いますが、農協との関係について改めてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 行政は行政としてしっかり役目を果たしていきたいと思いますが、それぞれ関係機関団体のところはそれぞれの責任においてやっていただきたいというのは当然のことでございます。

一つの例としてということで、農業協同組合のお話がありました。まさに、行政とは違う団体でございますので、私のほうで、はい分かりましたとかやりますという、こういった断言はできないわけでございますが、やはり行政と、先ほど言いましたような連携してやる機関、団体あるわけでございますので、いかような方法で関係者の皆さんに周知をしていくかということは、しっかり協議をさせていただいて、今回通告のあったような内容が今後発生をしないように、心がけてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩をいたします。午後は1時15分から再開します。

午後0時15分休憩

.....

午後1時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、最初15分からと言いましたが、皆さんお集まりなので、ここで会議を再開します。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

10番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、2点、通告してあります。午前中にも議題に出たんですが、風力発電とかということで、町の温暖化対策についてということで、2点、質問いたします。

まず、町の最上位計画であるまちづくり計画、この中に、平成17年に合併し、平成19年に第1次計画が策定され、10年たち検証し、平成29年に第2次が町の指針として出されました。そして、5年経過しています。やはり、この指針に沿って進めていくべきだと、これを基に進めるべきだと思っております。

この中の基本構想の中に、基本理念と将来の方向を示すということが書かれておりまして、循環型、持続型、地域密着型社会への転換と、清流高津川をはじめ、本町には豊かな自然環境が保たれています。この生態系と長きにわたり共存する知恵を育んできました。

日本において利用されていた主要な燃料は、まきと木炭であり、これを供給していたのは地方の山林でした。地方は、まさにエネルギーと食料という、国家にとって重要な2つの資源を生産し供給する役割を担っていました。

最近では、石油という輸入されるようなエネルギーで、まきや木炭の需要は急速に落ち込み、中山間地の産業の衰退が始まった。全国各地で再生可能エネルギーへの取り組みが進展しています。これは、地方が再びエネルギーの生産地になり得る取り組みであり、経済の地域内循環を生み出すことにつながると、まちづくり計画の中にちゃんとうたわれております。

そして、本町は、平成27年4月に、吉賀町行財政改革プラン及び吉賀町財政健全化指針を策定しました。これらの計画は、財政運営の健全化策を講じるとともに、様々な行政課題に対処し得る住民本位の行財政運営体制を構築し、住民とともに地域経営を進めていくために欠くことのできないものであると。

このたび、この温暖化対策の中で、午前中も話が出ましたが、風力発電というエネルギーの話になります。これも、まちづくり計画の中の基本目標に、地球温暖化対策など環境に配慮したエネルギー利用が求められていると。再生可能エネルギーの導入促進等、身近なところから始めるエネルギー対策に取り組むという町の一つの大きな柱が示されています。

そこで、吉賀町でできる温室効果ガス対策で排出量を実質ゼロにするという具体策づくりについて考えてみたいと思いました。

午前中も出ましたが、風力発電で、このまちづくり計画に掲げてあります指標とか指針とかと

いうものは、計画段階環境配慮書の中に書き込まれておりました。

吉賀町は、まちづくり計画の中で、地球温暖化対策として、環境に配慮したエネルギー利用を目標としていると。県は、風力発電に関して、環境や景観への配慮を前提とした導入に対し、支援する方針と書かれています。

その事業目的については、地域資源である豊かな風力を活用することで、発電した電力の供給を通じて、県・町の取り組みへ寄与するとともに、事業と地域社会の共存共栄を通じて、地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的とするとあります。

風力発電は、午前中の質問でもありましたが、（仮称）西中国ウインドファーム事業ということで、14万1,900キロワット、合計での出力が予定されています。この環境配慮書の縦覧も行われていました。

そこで、吉賀町には、3年の10月に、吉賀町風力発電施設の建設に関するガイドラインも策定されています。この（仮称）西中国ウインドファーム事業が事業想定され、環境段階影響配慮書の縦覧があり、意見が寄せられるようになっていますが、町の方針はどういう思いを持っておられるか、まずお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町の温暖化対策についてということでお答えをしたいと思えます。

まず、全般的なことと、吉賀町が今どういった対策を講じているかということをお答えをして、その後、風力発電について触れたいと思えます。

政府におかれましては、本年5月に地球温暖化対策推進法の一部を改正し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すこととしましたが、先月末、環境省主催で開催をされました説明会では、法改正の概要の説明にとどまっております、今後、国や地方自治体の行動計画等の詳細が明らかになることと思えます。

御質問にありました、本町の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みでございますが、現在、平成21年度に、吉賀町地球温暖化対策地域推進計画及び令和2年度に改訂した吉賀町地球温暖化対策実行計画に基づきまして、温暖化対策に取り組んでおるところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、役場庁舎をはじめとした学校施設や温浴施設等の公共施設の改修時に照明機器のLED化や高効率冷暖房機器への更新のほか、補助金制度を制定して、太陽光発電のほか、まきストーブやペレットストーブなど、バイオマス熱利用といった再生可能エネルギーの普及に取り組んでおります。

また、民間の動きといたしましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の影響もあり、町内におきましても、個人や法人等による太陽光発電施設の設置が多く見られ、温室効果ガスの排

出量削減に寄与しているところでございます。

いずれにしても、現時点では十分な取り組みとは言えず、地球温暖化対策推進法の改正内容や地球温暖化対策計画の改定内容について詳細が分かりましたら、改めて取り組みを強化していかなければならないと考えております。

次に、風力発電についてでございます。

この点につきましては、本日の前段、10番議員の一般質問にもお答えをいたしましたとおり、本町と山口県の県境付近に大規模な風力発電の計画がございまして、これから環境影響調査等を実施して、実施の可否が判断されることとなっております。

また、11月9日より12月8日まで、昨日まででございますが、計画段階環境配慮書の縦覧が行われまして、住民の皆様をはじめ、幅広く意見集約が行われ、今後の調査等に反映されるものと思われま。

風力発電に関する町の方針とのことでございますが、10番議員に対して答弁しましたように、大規模な開発行為を伴う設備の導入に当たっては、自然環境や景観への影響を極力生じさせないような配慮が必要であり、そのためには、環境影響評価等の調査・検討を事業者自らが実施し、地元住民の合意を得て進めていく必要があると考えております。

町といたしましても、計画段階環境配慮書に対する意見書につきましては、まずは、様々な見地から調査・検討を行った上で、適正な環境影響評価を行うよう、そうした趣旨の意見を述べてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） まちづくり計画の中にもありますように、再生可能エネルギーに対して、やはり研究していくべきと。この事業が本当にこの町にとって役に立つものか、また、環境等の影響を及ぼすものか。やはり、町長言われますように、いろんなメリット、デメリットをいろんな角度から研究するべきだと思っております。

そして、いろんな調査した上で、やはりよいとなったら進むべきだと思っておりますが、町のほうにも、県を通じて、こういう配慮書が回ってくると、こういうことを手続きをするということになると、影響もですが、どういうメリットといいますか、電気をここで起こして、ここの電気をどういうふうにするんだとか、そういうところまで話があって、影響とかいろんな話があったのかなと思ひまして、まず、町のほうがそういう情報を得ているかどうかということをお聞きしたかったということと、この環境配慮書のあらましにもありますように、騒音と景観と生態系、動物・植物、風車の影、人と自然とのふれあいのこういうことについての配慮書は、調査といたしますか、文献上の調査も含めて書かれていましたが、作業道、管理道に関する道のことについては、まだ場所が設定できないから、そういう評価ができないんだというようなことが配慮書

の中に書かれていました。

これは、少しおかしんではないかと思うんですが、先ほど、午前中も町長言われましたように、県の会議のほうでも、やはり高津川が濁るとか、いろんな話が出ているという話がありましたが、まず、業者も187号線と315号線を使ってその作業に入るんだというのが書かれていたんですが、それだけではなく、やはり県道を使って、柿木から福川に入るのを使うかどうかとか、いろんな作業道のことによって全部道も変わるし、設置場所もまた変わってくると思うんですが、いずれにしても、島根県側は国有林で、山口県側は民有林か知りませんが、島根県側は国有林だと思っております。

そうすると、椈谷から、今の中国道を挟んで米山の峠から向こう全部対象になると思うんですが、そういう、やはり道のことが書かれてないんですが、そういうことをこの事業者の説明というか、求めなかったかと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段でお話があった、ここで発電をされた電力、どういうふうな形で効果的に使うとか、そうしたことについては、我々のところには届いていないというふうに承知をしております。

それから、今回の配慮書で公表されております、多分議員のほうは御存知だと思いますけど、事細かな配慮書の項目がございまして、配慮書の概要ということで、恐らくペーパーをお持ちだと思いますけど、A3にまとめたものがございまして。

今回、計画段階での配慮事項、いわゆる、どうした項目について、これからアセスメントしていこうかという頭出しですよ、今日、前段の議員のところでもお話ししましたが、騒音とか景観とか生態系とか動植物とか風車の影とか、物によっては、人と自然とのふれあいの活動の場であると、こうしたことについて、調査項目やっていきたいと思います、こういうこととございまして。

そうした中で、林道のお話とか作業道のお話がございました。これ、私も1ページずつ事細かに見ておりませんので、今、議員がおっしゃるように、そうしたことが記載がないということだろうと思いますけど、これは、あくまで国に出す今回の計画段階の環境影響の配慮書のフォーマットのつくりの問題だろうと思いますので。

一つの自治体がそれに対してとやかく言う筋合いのもんでもないかと思いますが、仮に、やっぱりそうしたことが前段の計画の段階でもアナウンスのところが必要であるのであれば、これ、やっぱり国のほうから、事業者のほうに対して求めていただきたいなというふうに思います。

それで、町のスタンスは先ほど申し上げましたし、前段の議員のところでも申し上げたんですが、やはり、まだこの段階では、本当に詳細が明らかになっていないと。まさに、今から調査に

入ろうとしているような段階でございますので、全体的な事項であったり個別事項について、これから意見を申し上げたいということで、少し項目のお話もそこでさせていただきましたが、町のスタンスとすれば、今の段階で賛成とか反対とか、まだまだそういう段階では、私はないと思います。

申し上げましたように、やはり住民の皆さんに、本当に早い段階で情報を開示をして説明をしてもらおう。それから、吉賀町も初め、この流域に対してどうした影響があるかということを事細かに詳細に調査をしていただいて検証していただきたいという、この2つのことを本当に意見としてまとめ上げていきたいと思えます。

今回、縦覧については、吉賀町と同じようなスケジュールで、今回のエリアであります山口県の周南市であったり、それから、岩国市でも行われていると思えますので、そちらのほうがどうした意見を出すかというのは、我々まだ承知をしておりませんし、そこへ関与する立場にもございません、分かりませんが、やはり同じような気持ちではないかと思えます。

特異な、特殊な事情があるのであれば、この段階で地元の自治体として意見を述べることはできるかと、意見といいますのは、要するに踏み込んだ意見をできるかと思えますが、現状ではちょっと難しいなど。

踏み込んだということで申し上げますと、県は違いますが、広島県の安芸太田町でも、同じように電源開発、Jパワーさんが大きい施設を、国内でも最大級の施設を計画をしようということが立ち上がって、同じような手続きを踏まれたようですが、もうお隣のその安芸太田町のほうでは、ここは何か町有地が随分そのエリアにあるようでして、そこへそうした構造物を建てると、やはり一番心配なのは土砂災害であったり、そうしたところが非常に懸念をされるので、仮にそうした計画があっても、賃貸とかそうした、いわゆる貸付けをしないというようなことをもう既に町長表明されているようでございます。

こうした特殊な事情があれば別なんですけど、現状においては、そうしたところはまだ行き着いてないと思っています。

安芸太田町の町長もコメントしておられます。私も同じなんですけど、要は、やはり再生可能エネルギーの必要性というのは当然、私がとやかく言うものではなくて、むしろその必要性というのは否定するものではございません。

御紹介がありましたように、まちづくり計画にもそうしたことを書き上げていますし、国の政策としてもそうした方向で進んでおりますので、そこをどうこうじゃないんですが、とは言いながら、やはり不安が払拭されない、情報が開示されない、全てが分からない段階においては、なかなか可否についてまだコメントをすることができないなというふうに思っています、慎重に、これは考えていかなければならないなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 県の環境評価手続き中の事業というところにも、やはり今回の西中国ウインドファーム事業が配慮書縦覧中という、昨日まででしたが、縦覧は載っております。

これから、やはり配慮書が済んだら、この手引の中にもありますように、次は評価方法書、その次が影響評価準備書とか、重ねていって評価書が出来上がってくると思うんですが、その時々住民の皆さんの意見とか市町村長の意見とかが出てくると思うんですが。

そのほかにも、三ツヶ峰ウインドシステムという出力4万キロワットで、島根県吉賀町と山口県山口市、これも方法書、知事意見済みというのがありました。この2つの事業、これはもう意見方法書ということで次の段階は入っていると思うんですが、こういう計画がこの吉賀町に2つもあるということは、やはり、先ほど町長言われましたように、情報の開示を求めて住民説明会をちゃんとしていただく。

それで、午前中も言われましたが、町長は事細かに調査して、初期の段階から評価を実施してほしいという、本当にそう思っているんですが、町に情報が入りましたら、やはり、それは皆さんに即座に開示していくべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、J-クレジットについてお尋ねします。これもまちづくり計画の中に、森林資源の活用というところにあります。新たな森林資源の価値創造に取り組むと。

J-クレジットとは、企業の二酸化炭素CO₂排出量を森林の吸収量で相殺する制度ですが、これを、吉賀町の町有林が吸収する二酸化炭素を基に企業を応援するというような仕組みにできないかという質問でございます。

町有林は800ヘクタール余りあり、そのうちの針葉樹の人工林は600ヘクタールぐらいと言われていますが、CO₂の吸収量は樹齢30年までの若木が多いとされているんですが、40年過ぎても年間吸収量はあるというふうに言われております。

吸収量を担保に町内の企業さんが、もし、二酸化炭素の排出で困っておられたら、そういうところへ助けていくというような事業だと思っておるんですが、そういう取り組みをされたらということで質問をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） J-クレジットの答弁の前に、先ほどの情報開示のお話なんですが、風力発電の。情報開示は、基本的にやっぱり一義的に求められているのは、行政というよりも事業体のほうでございますので、当然、事業体のほうから行政のほうへ情報提供あったものは、これは行政の責任として情報を極力早く開示といいますか提供させていただきますが、まず、その責任を果たすのは、事業を実施しようとする事業体のほうだと思っておりますので、そのところも早期にさせていただくということをお願いをするということと、もう一つは、今は配慮書の段階です

が、先ほど少し御紹介もございましたが、次の段階は方法書、準備書、最終的なアセスメントの評価書、こうなって、その時々で、ちょっと概要のあらましには市町村長の照会がないんで、ちょっと私はそれ気がかりなんで、そうではなくて、今回と同じように方法書も準備書もそこも全部島根県知事、それから、地元の自治体に対しての意見照会があるはずですから、その折々の状況を見ながら適切な判断なり意見を求めていきたいというふうに思います。

それから、今、お尋ねになられましたJ-クレジットについてでございます。

むいかいち温泉ゆ・ら・らに設置してあります木質チップボイラーによるCO₂排出削減量をクレジット化したしまして、平成21年度から売買を行い、温暖化につながるCO₂排出削減に寄与してまいりました。

温暖化対策で大きな役割を果たすのが、森林の持つ二酸化炭素吸収能力であると考えます。吉賀町は、全面積の90%以上が森林でありまして、この豊富な資源を適正に管理することによって安定した二酸化炭素吸収を行うことができます。しかし、管理を行わず放置いたしますと、二酸化炭素の吸収能力が下がってしまいます。町といたしましては、環境性と経済性を両立した持続可能な森づくりを、今、目指しております。

議員から御提案でございます温暖化対策に基づくJ-クレジットの活用、森林整備による二酸化炭素削減量の増加と、クレジットとして売買することによる町財政への寄与と両方が図られ、町の温暖化対策としては大変有効であるというふうに考えております。

世界的なSDGsの取り組みからも持続可能な森づくり、森林づくりを進めていくことが重要であり、町といたしましても、同様な考えで、今、林業の事業を推進しておりますので、J-クレジット制度の詳細を精査いたしまして、制度導入に向けて検討してまいりたいと思います。

J-クレジット、少し御紹介もございましたが、例えば行政と町有林ということの話になりますと、行政とどこかの企業さんが契約を結んで、いわゆる企業のほうで排出される二酸化炭素を町有林で幾らか吸収をします。それを何がしか、確たる機関で測定をして、それに見合う金額を町が頂くと、こういうことでございますから、先ほど答弁しましたように、しっかりした吸収能力がないと駄目ということですから、やはり森林の保全を並行してやらんといけませんし、J-クレジットの購入代金を頂ければ、それを今度は森林の保全のほうに回していくという、こういうシステムですから、大いに、私は効果が出てくるものと思いますので、答弁したように勉強させていただきたいと思います。

それから、中国管内で言いますと、J-クレジットなんかの先進は鳥取県の日南町だと思えますけど、ここはJ-クレジットをやるということと、もう一つは、カーボンオフセットをしておられます。

ちょっとつくりが違って、日南町の場合は、新しい道の駅ができましたが、ここは、道の駅で

販売をする商品、当然地元産の産品がたくさんあるわけですが、そこで購入されると、商品1点について1円を加算するんです。1円を加算をしたものを、例えば1年間で数十万円、100万円集まれば、それを森林の保全とか、そうしたことに使うということで、カーボンオフセットという制度をしておられますが、吉賀町もそれはできない話ではないんだと。道の駅も2つありますし、それは道の駅に限ったことではなくて、町内の商店でもそうしたことがシステム化できるかも分かりませんから、J-クレジットも検討しながら、一方では、そうしたカーボンオフセットの制度もありますから、いろいろなことに挑戦しながら、森林資源、山を守っていく、保全をしていくと。

そのことによって、今度は地域内、域内で経済が循環するわけですから、外でお金を使うのではなくて、外資も含めて吸収したものをそれで町内で還元をしていただくというような、こうした、やっぱり流れをつくるというのは大事な部分だろうと思いますから。今回はJ-クレジットの御提案でございましたが、様々なことについて検討、勉強させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町長言われますように、クレジットのお金も入ってきますし、それをまた森林の開発というか整備に回していくと。地域協力隊を得て、昨日も話がありました森師という話。そういう、どんどん、いいのは広葉樹のほうがいいという、吸収量が多いということなんですが、そういう樹種に変えていく、そうして、木の若返りを図っていく、これが町有林から始めまして、92%が山林の町ですから、その次には、やはり町有林の次にはいろんな分収造林とか、それから公社造林、その次が、今度は共有とか、吉賀町にはそういう共有、六日市も柿木もですが、共有の山がたくさんあります。それで、共有もかなり管理されている山もありますんで、そういうところも一緒になってやっていったら、かなり大きい市場ができるんじゃないかと思っているんです。

それをまた山に回していくということになると、本当いい回転で林業が盛んになってきて、本当いいんじゃないかと思っているんですが、その中で、やはり適期、杉でもヒノキでもそうですが、適期に伐採して、また、それを植林していくと。その木材も町内で住宅建築等に利用してもらえれば、いろんなところでまたいいんじゃないかと思っております。

そういうことも吉賀町の森林整備計画循環型システムによる森林管理と計画されているんで、本当にそういうことに取り組んでほしいと思っております。

次に、もう一つの吉賀町の町内移動手段についての質問を出しておりますので、替わります。

吉賀町地域公共交通網形成計画、昨日も同僚議員が質問されていましたが、市街地循環線のことで、高齢者の方が買い物の荷物を持って、国道縁石に腰をかけて休む、通行量の多い、しかも

大型自動車のすれ違うような道で、両側歩道も狭いところもあるんですが、確保されていないところもあります。やはり高齢者の方がそこを通らないといけないと、そこへ腰をかけて休むというような光景はやはり、町長、優しい町じゃないんじゃないかと、皆さんから見られたらそう思うんです。

市街地循環線というのが計画されていますが、もう令和3年度より検討し、4年度から適時実施していくという計画になっていますが、これをもう、できることを想定といいますか、できることをまず取り組んでみるという、大事なことじゃないかと思うんですが。

本当は、道路も広くて歩道も広くて、今の電動カーのレンタルで使ってもらって、いろんなお店を回ってもらうとか、買い物カートで押して歩いてもらうとか。

ただ、雨の日がちょっと心配なんです。歩道が広がったら、そういうことも可能だと思うんです。

同時に、国道の歩道の改修とか段差の解消とか、このエリアですね、駅から、この庁舎からずっと商店街のほうを回る。やはりここのルートの歩道の整備をまず第一に急いでいくと。そういうのを導入できれば、自分の時間で買い物ができて、お年寄りの方も何かに頼むんでなしに、自分でそういうことができるんで、一番いいんじゃないかと思うんですが、それまでをどうしても買い物等が不便で安全でないということになると、ここにも出ておりますが、タクシー等の定額で周回してもらい、それを利用してもらうと、定額利用で循環してもらうというような方法が取れないものか、いろいろと思うんですが、まず、そのことを1年ぐらいかけて実証して、安全が保たれ、お年寄りの皆さんも楽しく買い物できるんなら、それでいいんじゃないかと思うんですが、町のほうはどういうふうに思っておられるか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町内の移動手段についてということでお答えをしたいと思います。

市街地循環線のことでございます。地域内交通につきましては、昨日も、これまで申し上げてきたとおりでございますが、やはり今、新しい課題といいますか、喫緊の課題とすれば、交通弱者の方が非常におられるということで、あえて所信表明でもそのことを触れさせていただいたのはそうした意味合いでございます。

これは、やはりどうにかいなければならないという思いで、これは、4年前に就任したときからもそうでございますが、早速に、地域内公共交通網形成計画の策定に取り組み、それを策定をして、今、実証実験も含めながら、地域内交通で言いますと、立河内・幸地と大野原・木部谷のタクシーの分を実証実験をして、今、制度化して、次は、まさに、市街地の循環線のことになっているわけでございますが、重要性は重々認めているところでございます。

今の市街地循環線についてでございますが、2番議員の一般質問に対する答弁でも述べましたように、六日市等の市街地を循環する公共交通サービス整備については、町の公共交通網形成計画において重点的取り組み事項として位置づけて取り組むこととしております。

実施区域の選定や運行形態、既存のタクシー利用助成事業との整理、利用者ニーズの精査など課題が多岐にわたる中ではありますが、利用者の利便性向上、効率的な運行形態への再編に向け、現在、導入に向けた協議・検討を精力的に行っているところでございます。

ドア・ツー・ドアでのサービス提供を実現するためには、乗降地となり得る商業施設等への乗車、車両乗入れが必要となり、今後、具体的な実施検討を進めるに当たっては、地元の商工業者の御理解、御協力が不可欠となります。

こうしたことから、市街地循環線をはじめとする今後の公共交通網再編に当たりましては、計画の基本理念であります「生活と交流を支える公共交通をみんなで守り育てます」、このとおり地域の皆様からより一層の御支援を賜りますようお願い申し上げておきたいと思っております。いろいろ課題がございますので、一つずつこれを解決しながらということで代用してまいりたいと思っております。

これが100%解決するのを待つと時間がかかるということだろうと思っておりますので、計画にもありますように、しっかりした精査をさせていただいて、できる状況が来れば、順次対応させていただいて、それを走らせながら、ケース・バイ・ケースで、今度はまた、その対応策を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 次に、運転免許自主返納者への支援ということで質問しますが、この計画書の中にも、バス、タクシーを活用してとあります。ここでも、やはりタクシーの定額自己負担で実証実験したらどうかと思っております。

この計画書にも書かれていますが、やはりお金はかかるかと思うんですが、町内の移動のために必要なお金、総額が大体決まっていると、毎年同じようなお金が要ると思うんですが、やはり、こういうところへもちゃんと、全体の中からこういうところへもお金を使っていくというようにして、削るということではないんですが、我慢してもらえるところは我慢してもらってでも、こういう運転免許自主返納者への支援というのをしっかりしていくべきだと。

いろんな悲しいことが起こる前に、やはり、ちゃんとそういうことに優しい町であるんだというのを市街地循環線も、この運転免許返納者も考えていくべきだと。町内限定で、それを当然、ここまで来てもらって、ここから動くのは先ほどの循環線を使うとか、いろんな組合せをして、とにかくそういう形成網計画がちゃんと完成するまでに少しずつやっていかないと、なかなか目に見えていいことにならないのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 次に、地域交通の関係で、運転免許の自主返納という、これに対処するための内容ということで御提案等もございました。

本町における高齢者の方への運転免許自主返納者への支援方法といたしまして、御案内のとおりでございますが、1年間使用できる年間バス利用券を申請により交付しております。対象路線といたしましては、六日市交通と、それから柿木産業が運行する路線が対象となります。

この制度を開始をして、今、5年目になりました。令和3年度につきましては、今年度11月30日現在で、今年度は65歳以上の運転免許自主返納申請者は15名、制度開始をして5年目に入ったと言いましたが、全体では68名の方が、今、返納をしていらっしゃる、ということでございます。

ですから、この制度の趣旨は、高齢者の方が交通事故に遭うことがないように返納していただければ、1年間のバスを無償で利用していただけます、ということなんです。一方では、お話があるように、免許を返したからこそ、今度は移動手段がないと、こういうようなジレンマがあるということでございます。

県内の各市町村の運転免許の自主返納者に対する支援状況についてでございますが、吉賀町を含めまして12の市町で免許返納者の申請により、バスやタクシーの定期券、回数券等を交付しております。内容はバスのみでの支援、吉賀町のような場合でございますが、あるいはバス、またはタクシーが選択できる制度もあり、多種多様となっております。

御質問の町内限定のタクシー利用助成券などの検討についてでございますが、既存のバス利用者との均衡も考慮しつつ、ずっと以前から免許の更新を行わずに免許を失効された方、それからもともと免許を持っていない方との均衡をやはり考えなければいけないという面も、やはり行政サービスから申し上げますとあると思っております。

こういったような状況もございますので、タクシーも利用できるような運転免許自主返納支援事業に関する御意見、様々な御意見をいただいております。今日もこうして議員のほうからも御提案がございましたが、これも地域公共交通網形成計画の計画を進める中で、いろいろ議論をしているところでございますので、いろんな御意見を拝聴しながら、制度設計を行っていききたいなというふうに思っております。

今ある返納制度で、バスだけでなくタクシー云々ということもあるわけでございますので、選択肢をやっぱり広げるというのは、それはそれでいいかと思うんですが、一方では先ほど言いましたように行政サービスの均衡を図るということ言えば、少しやっぱり整理をしなければならぬところもあると思っておりますので、慎重に対応させていただきたいと思っております。

それから、さっきの域内のいわゆる市街地の循環線の話も、今回の自主返納のところも多分に

絡むと思うんですが、以前ほかの議員さんのほうから、地域内のこの市街地の循環線をグリーンスローモビリティ、いわゆる20キロ以下で走る電動車の御提案がございました。これも今、選択肢の一つとして検討もしているというふうに聞いております。

ただこれは、実証実験を国土交通省がしておりますから、それをやれば次のステップへといかれるわけでございますけど、一つは、課題をやはり、その運転をされる方、ドライバーをどういうふうに確保していくかとかあるわけでございます。ですから、インフラを整備すればいいというだけではなくて、そうした今度はソフトの支援をしっかりと確保しておかないと、実際運行が難しいということもあります。

それから、全国各地で今行われている、地域の皆さんが自家用車で移動をされる、お手伝いをする。こういったこともあるようでございます。全国では何百か所で行われているということなんですが、一ついいところと言えば、国土交通省とかの許認可をとらなくていいというようなこともあるようでございます。無料化もしくは実費相当であれば。ただそれにしても、安全対策という大きなリスクがあるわけございまして、これがどうかなということ随分実施に移すことを躊躇されておられる地域であったり団体、事業者があったようでございますが、これも民間の保険会社のほうで、そうしたことをターゲットにした保険もできたというような情報もありますので、そうしたことを、例えば地域の皆さんが、いわゆる移動支援サービスのようなことをして、無償もしくは実費相当の金額だけいただいて、地元でそうしたことをやると。仮にそのときに安全、いわゆるリスクがある部分をなにがしかの保険をかけてやると。当然経費がいるわけですけど。

そうしたところに行政が例えば支援をすとか、そうしたことはできるわけでございますから、行政だけで全部をカバーをしようということも当然ありますが、民間レベルでそうしたことをしていただけるようなことがあれば、いろいろ選択肢はあるわけでございますので、これまさに官民挙げていろんなことを考える。これが今、公共交通網の地域公共交通会議の中で、そうした方もやっぱり、多種多様な方が集まって協議しておられますので、様々な方向で検討していきたいと。極力早い段階で実証実験なり実施ができるように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 自治会等でそういう送迎ということになりますと、やはりドライバーが長続きして、次から次へ、継続ができればいいんですが、やはりどこかの事業者に頼むという、緑ナンバーの車で事業者に頼むというのが一番安全・安心なんかなと思っているんですが、吉賀町地域公共交通活性化協議会、ここにおいてタクシー会社と個人で、1台からでも町内限定で開業できるようにし、それをもって先ほどの町内の移動に使えるような会社を起こして、その

事業としていろんな人に参加してもらい、やはり起業してもらおうという、そして長続きするというそういうのを活性化協議会において提案していただいて、タクシー会社をじゃあ個人でやってみようとかいうような人を募ってみるというようなことも考えられるのではないかと思います。いろいろできないかもしれませんが、やはり挑戦してみる。タクシーで町内の買い物手段、それから自主返納者の支援とか、そういうことを応援するというのが一番安全で安心できるんじゃないかと思っております。

それから、先ほど一つ言い忘れたんですが、J-クレジットの分で、県内でも木材会社さんとかが個人でもうそういう取り引きされているんですが、そういう取り引きを仲介してもらえりょうな銀行さんもおられますんで、町も早急にそういう体制をとってもらったらと思います。

それで、一つ抜かしていたんですが、そういう担当する課を、午前中も課を分解してまた新しくという話が出ていましたが、私も本当にそう思って、この環境問題、これ今、税務住民課が担当されていますが、本当毎日のように犬や猫の話からごみの話、いろんな苦情を担当されていると思うんですが、そこへ今回の環境保全とか、こういうエネルギー対策とか、風力発電の影響調査とかいろんなのが出てくると思うんですが、それを全部というのもまた大変で、このエネルギーの問題とCO₂カーボンリサイクルというのとは一体となっていると思うんですが、やはり商工業、製造業の町ですので、商工業の担当になると思うんですが、そういう課の担当ももう一度本当考えて、担当をどこの部署が担当するというのをしっかり決めていただいて、J-クレジットの推進に取りかかってほしいと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域交通のほうで言いますと、いろいろな手法があるわけで、先ほどちょっと私も紹介いたしましたが、選択肢はたくさんあるわけでございまして、国の制度を活用しようと思えばたくさんそれもあるわけでございますから、あらゆるものを情報を持ち寄って、関係者の皆さんが協議をしていただいた上でそれを実施するというのがやっぱりいいと思いますので、行政のほうも当然、情報提供させていただきますが、民間レベルでもこうしたことはどうだろうかとか、あるいは自治会レベルでもそうなんですが、先ほど言った移動支援サービスなんかも、今いろいろ材料はそろっておりますから、そうしたことをやりたいがというお話があれば、しっかりまた支援をさせていただくことができるのではないかと思いますので、皆さんが関係するところはそれぞれ情報を集約をして、協議をしていただくということがまず必要だろうと思っています。

それから、J-クレジットのほうに話が戻ったんですけど、御紹介があったように、さっき言いました鳥取の日南町なんかも地元の中央銀行のほうが関わっていただいて、そこが音頭取りをしながら行ったと。カーボン・オフセットのところはこれは違うかも分かりませんが、J-クレ

ジットはそうしたことで、いわゆる地方銀行のほうが非常に関心を持たれて一緒にされたという
ようなことでございます。

ですから、仮に吉賀町がこのJークレジット云々ということになれば、当然そうしたところにも
もお声かけをさせていただいて、それこそノウハウはそうした皆さんのほうがたくさん持ってお
られる、情報量も多いわけでございますから、検討するとき、あるいはお声かけをするときには、
忘れることなく、そうした金融の窓口のほうにもぜひ話を持っていきたいと思っております。

担当課のお話がありました。先刻のところでもまた答弁をさせていただいたものと変わりはない
わけでございますが、まずは行革の関係であります庁内の委員会のほうで検討させていただき
たいと思います。特に今回の一般質問の中ではエネルギーの問題とか環境の問題とか、たくさん
の御示唆をいただきましたので、これを束ねれば一つのやっぱり大きい課になるかも分かりませ
んが、行政のほうはたくさんの課題を抱えておりますので、それぞれやっぱり今ある原課のほう
で情報を共有しながら、単体の課ではなくて複数の課で、やっぱり対策を講じていくという、こ
れも当然できるわけでございますので、あとは全体の人員の配置等も考えながら、検討をさせて
いただきたいというふうに思っております。

今回、御提案のあった商工のセクションをこうしたことに、担当でどうだろうかという御提案
でございます。そうしたことも含めて委員会のほうで、全庁的なところで議論をさせていただき
たいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、2日間にわたり行われました一般質問についての日程は全て終
了しました。

本日はこれで散会とします。

午後2時09分散会
